

令和7年度第2回 岐阜地方労働審議会 岐阜労働局行政運営方針の推進状況

令和8年1月末現在

令和8年3月5日（木）13時30分～
岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

目次

Ⅲ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者への支援	1 P
Ⅳ リスキリング、労働移動の円滑化	4 P
Ⅴ 人材確保の支援の推進	10 P
Ⅵ 多様な人材の活躍促進と職場環境 改善に向けた取組	12 P
Ⅶ 労働保険適用徴収業務の適正な運営	33 P

Ⅲ最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 賃金の引上げに取り組む中小企業等への支援

- 生産性向上(設備・人への投資等)や非正規雇用労働者の処遇改善等を通じ、賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの周知。
- 業務改善助成金により企業のニーズに応じた支援をするとともに、「ぎふ働き方改革推進支援センター」において生産性向上等に取り組む事業主を支援。

<これまでの実施状況>

◆「賃上げ」支援助成金の周知

- ・労使関係団体、業種別団体、社労士会等を通じた事業主への周知。
- ・労使関係団体のセミナーや説明会での説明。
- ・ぎふ労働局通信(臨時号)発行による広報。

◆業務改善助成金申請状況

交付申請629件
(去年同期 592件 昨年比106.3%)

◆ぎふ働き方改革推進支援センターによる支援実績(4~12月累計)

- ・相談支援数 78件(全897件中)
 - ・セミナー(含Web) 2件(全 56件中)
- (「生産性向上による賃金引上げ」、「業務改善助成金」に関するもの)

月刊 岐阜労働局
ぎふ労働局通信
2025.9 臨時号
岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

最低賃金が改正されました!

時間額	1,065円 (64円アップ)
発効日	令和7年10月18日

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

賃上げの取組事例・地域の平均的な賃金額

賃金引上げを実施した企業の取組事例や、各地域における平均的な賃金額が分かる検索機能など、賃金引上げのために参考となる情報を掲載しています。
ぜひご利用ください!



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

事業主の皆さまの賃上げを支援しています
厚生労働省は、生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援します。
そのため、「賃上げ」支援助成金パッケージを取りまとめました。

拡充!! 令和7年度 業務改善助成金

- ①対象事業場の拡大
 - 従来 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象
 - 拡充 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金(1,065円)未満までの事業所が対象
 - ②賃金引上げ後の申請
 - 従来 賃金引上げ後の申請は不可
 - 拡充 賃金引上げ計画の事前提出について省略可能
- 令和7年9月5日から令和7年10月17日まで(※)に賃金引上げを実施している、賃金引上げ計画の提出は不要となりました。※同期間以外の賃金引上げは対象となりません。
- 注意 申請期限: 令和7年10月17日(必着)

「賃上げ」支援助成金パッケージ 活用例

業務改善助成金	
【飲食業】セルフオーダーシステムの導入	【サービス業】勤怠管理システムの導入
導入前 ホールスタッフが注文を取っていた	導入前 手作業でデータ入力を行っていた
導入後 <ul style="list-style-type: none"> 注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした メニューや料理説明の多言語表示が可能となり、外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった 	導入後 <ul style="list-style-type: none"> データ処理が格段に速くなった 出退勤の打刻漏れが無くなった 勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった

キャリアアップ助成金

【卸売業】賃金一覧表を新たに作成	【介護事業】職務評価を経て賃金規定を改定
従業員数 9名(うちパート等 5名)	従業員数 6名(うちパート等 4名)
取組 <ul style="list-style-type: none"> 新たにパート等の賃金規定を作成し、4等級に分けた賃金一覧表を作成 改定された最低賃金発効日の前日までにパート等5名の時間給を5%アップした 	取組 <ul style="list-style-type: none"> 賃金規定の改定より前に職務評価を実施、職務評価の結果に基づいて各等級の格付けを決定し、賃金テーブルを作成 改定された最低賃金発効日の前日までにパート等4名の時間給を5%アップした

働き方改革推進支援助成金

趣旨: 労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む事業主に、機器等の購入経費の一部を助成(賃金の引上げで助成金額が加算されます)

【運送業】 新型トレーラーを導入 従来のトレーラーより1台の積載量を増やせたため、一度に運搬ができ労働時間の削減につながった	【飲食業】 システムコンベクションオーブンを導入 温度を自動調節ができ、1回あたりの調理量が増えたことで仕込みや調理の時間を短縮できた
--	---

人材開発支援助成金

趣旨: 従業員に職務に必要な専門的知識を習得させるための訓練・研修を行った事業主に、訓練経費や賃金の一部を助成

【建設業・農業】 受講コース: ドローンオペレーター ドローンを使って、測量や施工管理を効率化 ドローンによる農薬・肥料の散布で省力化	【製造業】 受講コース: NC旋盤加工技術 製造現場での加工技術・知識を習得し、業務の効率化・生産性の向上を目指す
--	---

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

趣旨: 新たな雇用管理制度や業務負担軽減機器等を導入し雇職率が低下した場合に支給

賃金規定及び賃金表を整備する取組 →可視化されることによりモチベーションアップ	【宿泊業、飲食業】 - 食器洗浄機による洗浄作業の負担軽減 - ロボット掃除機による清掃作業の負担軽減
--	---

<今後の取組>

- ・助成金の活用に向けた周知、ぎふ働き方改革推進支援センターによる相談支援やセミナー等を積極利用勧奨。
- ・地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、地方版政労使会議等を開催し、賃上げに向けた機運醸成に努める。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

- 最低賃金が賃金額のセーフティネットとして適切に機能するように、県内の経済動向等を踏まえつつ、岐阜地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。
- 改正最低賃金の履行確保を図るため、積極的な広報、地方公共団体の広報誌掲載等により広く県民に周知を行うとともに、問題業種等に対する監督指導を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆地域別最低賃金は7月1日に改正諮問。5回の専門部会を経て8月21日答申。10月18日発効、1,001円から64円UPの1,065円。
- ◆特定最低賃金3業種は7月1日に改正決定の必要性の有無について諮問、8月21日に自動車必要性有り、航空機、電機については必要性無しとの答申。自動車専門部会での審議を経て10月14日、自動車1,057円から60円UPの1,117円で答申を受けた。12月21日発効。
- ◆県及び県内市町村へ広報誌、ホームページへの周知掲載を依頼。12月末日現在で県及び全ての市町村で掲載された。
- ◆10月8日までに県及び県内市町村、行政機関、各種団体(378か所)に対して周知用ポスター等の掲示を依頼。
- ◆12月1日までに特定最低賃金の改正内容を含めたポスター、リーフレットを県及び県内市町村、行政機関、各種団体に周知依頼。



<今後の取組>

- ・各労働基準監督署において、第4四半期に最低賃金の履行確保を図るため、監督指導を実施。

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

●パートタイム・有期雇用労働法の報告徴収や労働者派遣法の指導監督を、労働基準監督署、雇用環境・均等室及び需給調整事業室が連携のうえ、効率的に実施し、是正指導の実効性を高めることで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

<これまでの実施状況>

◆パートタイム・有期雇用労働法の報告徴収

報告徴収実施企業数（うち監督署チェックリスト契機）	185社（135社）
助言実施企業数	161社
法第18条助言件数（法違反） （うち均等待遇：法第8条）	290件（29件）
賞与・基本給に関する法第19条助言企業数 （法違反ではないもの）	93社

◆監督署のチェックリスト回収企業数

パートタイム・有期雇用労働者 （うち、法違反の疑いがあるもの）	546社 （48社）
派遣労働者	161社

<今後の取組>

- ・労働基準監督署が回収したチェックリストをもとに、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を行い、法違反が確認された場合は是正・指導を行うとともに、法違反には当たらないものの、基本給・賞与の均等・均衡待遇に関する改善に向けた取組が望まれる企業に対しては、助言を行い、見直しを勧奨する。
- ・同一労働同一賃金ガイドライン等が改正された場合には、その円滑な施行・適用に向けて、改正内容について労使等の関係者に十分に理解されるよう、周知・啓発に取組む。

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

●非正規雇用労働者の処遇改善等に取り組む事業主を支援する「キャリアアップ助成金」各コースの周知や活用勧奨（年収の壁対策を含む。）を図り、ぎふ働き方改革推進支援センターみよる相談支援やコンサルティング等のきめ細かな支援を行う。

<これまでの実施状況>

◆ぎふ働き方改革推進支援センターによる支援実績（4～12月累計）

- ・相談支援数 65件（全897件中）
- ・セミナー（含Web） 15件（全56件中）
（「同一労働同一賃金」、「キャリアアップ助成金」に関するもの）

<今後の取組>

- ・引き続き助成金の活用勧奨を図るとともに、ぎふ働き方改革推進支援センターによるコンサルティングを実施し、非正規雇用労働者の処遇改善につなげる。

1 リスキリングによる能力向上支援

(1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

●令和6年に成立した「改正雇用保険法」により、同年10月から給付率が引上げられた「教育訓練給付制度」について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆ハローワークやキャリア形成／リ・スキリング支援センターにおいて「教育訓練給付」制度及び理由を問わず電子申請が可能であることの周知を行い、活用拡大に努めた。
- ◆岐阜県と協力し令和7年10月開設のリスキリングポータルサイト「ぎふリスキリング・ナビ」への掲載・活用周知を実施。

<今後の取組>

- 引き続き電子申請の利用が可能であること、専門実践及び特定一般教育訓練給付制度の周知により活用を促す。
- 併せて、令和7年10月から施行された教育訓練休暇給付金の周知も行き、教育訓練給付の更なる活用に努め、労働者の主体的な能力開発を支援する。

スキルアップやリ・スキリングに取り組もうとする皆さまへ

従業員の教育訓練や資格取得を応援する事業主の皆さまへ

教育訓練 休暇給付金 って？

労働者が離職することなく、教育訓練に専念するため、**自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、休暇期間中の生活費を保障する制度**です。

活用例 1 外国企業とコミュニケーションが必要となる経営への貢献を希望し、語学の習得に専念するため教育訓練休暇も取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

活用例 2 IT企業で勤務している労働者が、上位資格の取得のため、教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

「教育訓練休暇給付金」の概要

「教育訓練休暇給付金」の支給対象となる休暇

- 就業規則や労働協約等に規定された**休職制度**に基づく休暇
- 労働者本人が教育訓練を受講するため**自発的に取得**することを希望し、事業主の承認を得て取得する**30日以上連続した無給の休暇**
- 次に定める**教育訓練等を受けるための休暇**
 - 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が提供する教育訓練等
 - 教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
 - 職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの（司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等）

給付日数・支給額のイメージ

加入期間	給付日数			支給額のイメージ	
	5ヵ月10ヵ月	10ヵ月20ヵ月	20ヵ月以上	月額収	給付月額
所定給付日数	90日	120日	150日	350,000円	約195,000円

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。
給付日数は、原則休暇開始前6ヵ月の賃金日額に応じて算定されます（失業給付の算定方法と同じです）。

主な支給要件

- 1 休暇開始前2年間に12ヵ月以上の被保険者期間があること
- 2 休暇開始前に5年以上雇用保険に加入していた期間があること
- 3 支給対象の要件を満たす無給の休暇を取得していること

注意 教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません。ただし、教育訓練給付金の受給資格期間には影響しません。別途詳細な条件がございます。

事業主の皆さまへ
お願い
給付金を受けるのは労働者本人ですが、必要書類をハローワークに提出するなど**手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要**です。

注意 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。なお、解雇等を予定している労働者について、雇用の戻りを行った場合は、原則の対象になります。



(2) 求職者支援制度の活用促進

- 雇用保険を受給できない方へ安定した職業への再就職や転職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進。また、適切な訓練の受講勧奨が行えるよう、職員の知識向上に努める。

<これまでの実施状況>

- ◆在職中の非正規雇用労働者等も受講しやすい短時間やeラーニングによる訓練コースを設定し、制度の周知・活用に努めた。
- ◆ハローワークにおいては、職業訓練校と連携し、適切な受講勧奨を行うとともに、訓練知識の向上に努めた。

再就職・転職・スキルアップ[®]を支援

求職者支援制度

月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練 + 就職 サポート



令和7年度	設定コース数	認定定員数	開講コース数	受講者数
基礎コース	9コース	127人	9コース	113人
実践コース	39コース	612人	36コース	434人
うち短時間	28コース	437人	27コース	340人
うちeラーニング	9コース	127人	7コース	72人

<今後の取組>

- 雇用保険を受給できない方や非正規雇用労働者等の就職に向け、就職に必要な技能や知識を習得する求職者支援制度の積極的な周知・広報を行うとともに、ハローワークにおける適切な受講勧奨に努める。
- ハローワークにおいては訓練知識の向上に努めるとともに職業訓練校と連携し、適切な受講勧奨を行う。また、部門間の連携を強化し、訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチング機能の向上に取り組む。

(3) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

- デジタル分野に係る公的職業訓練については、資格取得を目指すコースや企業実習付きコースへの訓練委託費等上乗せ措置に加え、「DX推進スキル標準」対応コースへの委託費等上乗せ措置により、訓練コースの設定促進を図る。
- ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から終了後までの個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図る。

<これまでの実施状況>

- ◆ デジタル推進人材を育成するため、資格取得を目指すコースや企業実習付きコース、「DX推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コースを委託費等の上乗せ支給の対象とすることで、デジタル分野の訓練コースの設定促進を図った。
- ◆ ハローワークにおいては、就職支援ナビゲーター等がデジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨をするとともに、訓練開始前から訓練終了3か月後までの間、担当者制により個別・伴走型の再就職支援を実施。

令和7年度	開講コース	うちデジタル分野コース	
		うちDX推進スキル標準対応コース	うちDX推進スキル標準対応コース
公共職業訓練	33コース 525人	5コース 80人	5コース 80人
求職者支援訓練	45コース 703人	15コース 269人	15コース 269人

<今後の取組>

- ・ 岐阜県及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、更なるデジタル分野の訓練コースの設定を要請。
- ・ 引き続き就職支援ナビゲーター等の担当者制による適切な受講勧奨と個別・伴走型の再就職支援を実施。

(4) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

- 賃金助成額の引き上げ等の拡充に係る積極的な周知。
- 「人への投資促進コース」「事業展開等リスキング支援コース」について積極的な周知を図り、適正執行に留意し迅速な支給決定を行う。

<これまでの実施状況>

◆ 事業主団体主催の研修会において制度説明、活用勧奨を実施した。
実績:A団体 約30社 B団体 約60人

制度開始からR8.1末までの実績	人への投資促進コース	事業展開等リスキング支援コース
計画提出件数	215	709
支給決定件数	60	327

<今後の取組>

・ 不適正な助成金利用が疑われる事案もあることから、助成金の適正な利用を促しつつ、引き続き活用勧奨を行い人材育成の推進を図る。

人への投資

各研修メニューの助成率と助成額

研修メニュー	助成率	助成額
基本研修 (11スキル標準)	60%	45%
高度デジタル人材育成 (ITスキル標準)	75%	60%
高度デジタル人材育成 (ITスキル標準)	75%	80%
高度デジタル人材育成 (ITスキル標準)	75%	1,000円
高度デジタル人材育成 (ITスキル標準)	75%	500円

リスキング

助成率	助成額
75%	60%
60%	1,000円
50%	500円

助成率	助成額
75%	60%
60%	1,000円
50%	500円

Ⅳ リスキリング、労働移動の円滑化

2 労働移動の円滑化

(1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

- 「job tag(職業情報提供サイト)」を活用した職業相談及び求人者への採用支援を進めるとともに、積極的な周知を行う。
- 「しょくばらぼ(職場情報総合サイト)」の利活用等について周知を行う。

<これまでの実施状況>

- ◆「job tag」、「しょくばらぼ」について、求職者マイページ開設者へ利用勧奨の周知を図ったほか、ハローワーク窓口での活用、各種セミナーやホームページ等を通じた積極的な周知を実施。

<今後の取組>

- ・「job tag」、「しょくばらぼ」の活用について、引き続き求人者及び求職者に対するマイページによる周知の拡大。加えて、業界団体が参加する会議等においても周知活動を行うことで更なる利用促進を図る。



(2) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

- ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、オンラインで実施可能とし、利用者の利便性の向上を図る。
- 各ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を実施。
- ハローワーク職員に対し、キャリアコンサルタントの資格取得の促進を図る。
- 求職者に対し、ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS等を活用した周知・広報を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆マザーズコーナーや新卒応援ハローワークを中心にオンラインによる職業相談・紹介業務を実施。
- ◆「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」において、ジョブ・カードを用いたキャリアコンサルティング等を実施。
- ◆職員に対して、キャリアコンサルタント資格取得研修及び試験の直前対策の面接試験のロールプレイ講習を実施。
- ◆SNS等により定期的に各ハローワークの各種サービスや企業説明会などの周知・広報を行い、利用を促進。

<今後の取組>

- ・オンラインによる職業相談・紹介業務、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援、及びハローワークが実施している各種サービスについては引き続きSNSやホームページ等による周知・広報を実施する。
- ・キャリアコンサルタント資格取得を促進するため、若手職員に対する研修や試験直前の対策講習などを組織的・計画的に実施できる体制の整備を図る。

(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

- 国と地方がその地域の課題に対する共通認識を持ち、それぞれの役割を果たすとともに、連携を行うことにより、雇用対策を実施。
- 一体的実施事業により、地方公共団体の行う就労支援と国が行う無料職業紹介をワンストップで実施。

＜これまでの実施状況＞

- ◆ 労働局・ハローワークと地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するとともに、ハローワーク所長による訪問等により、情報共有・意見交換を行い、緊密に連携。
- ◆ 地方公共団体からの提案をもとに、国（ハローワーク）が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務を同一拠点の窓口を設け、一体的実施の取組を推進。現在、岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市で実施。

＜今後の取組＞

- 「雇用対策協定」を締結する地方公共団体とは、事業計画に基づき施策を実施するとともに、定期的なハローワーク所長の訪問等により把握した地域の課題・ニーズを踏まえ、地方公共団体と連携した取組を実施する。
- 一体的実施事業の枠組を活用し、引き続き地方公共団体と連携し、地域住民の利便性の向上を図り、更なる利用促進・就職支援に取り組む。

高山市一体的実施事業

あふたの「働く」も応援する社会の未来

in 高山市役所

市とハローワーク

ニ面談会

11月14日 金

時間 13:00~15:00

場所 高山市役所2階会議室

◆予約・履歴書は不要！ 自由参加です
◆服装自由、見学のみのお申込みもご相談ください

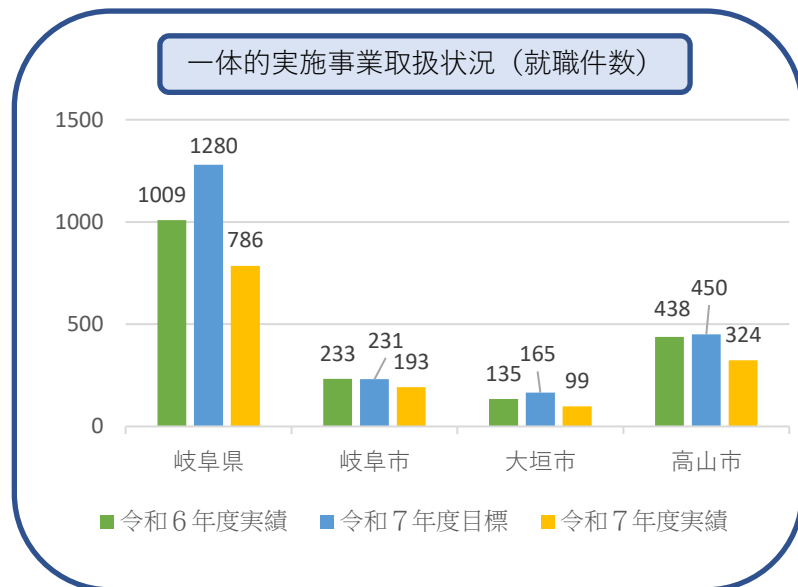
参加事業所

有限会社 岩田商店	株式会社 本陣平野屋
柏木工 株式会社	株式会社 丸大興業
高山赤十字病院	高山市役所
飛騨運輸 株式会社	

※高山市シルバー人材センターによるシニアの相談窓口も開設しています。

※雇用保険受給中の方は求職活動の実績の1回となります

問合せ先…ワークサロンたかやま TEL 0577-62-8486
主催…ハローワーク高山 ワークサロンたかやま 高山市



※令和7年度実績は12月まで

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

- オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施。

<これまでの実施状況>

- ◆応募者のデータや求職者の声を基にして、求職者が知りたい情報や求人内容の記載方法などを具体的に示すことで、求人条件の緩和や求人内容を充実させる助言を行う「求人充足支援」を実施。
- ◆ハローワークの求人部門と職業相談部門が一緒に事業所訪問を行い、求人票だけでは得られない情報を収集することで付加価値の高い職業相談を実施。

<今後の取組>

- ・受理後、紹介や充足に至らない求人に対して、求職者目線に立った求人票記載内容の見直し提案や積極的なマッチング支援などのフォローアップを行い、求人充足サービスの充実を図る。

(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

- ハローワーク岐阜の専門窓口「人材確保・就職支援コーナー」を中心とし、医療・介護・保育・建設・運輸・警備の人材不足が顕著な分野のマッチング支援及び潜在求職者の積極的な掘り起こし等を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆各分野の業界団体、行政機関が参画した人材確保対策推進協議会を通じて、関係機関と連携を図り、各種セミナー、説明会や出張相談等の人材確保支援を実施。
- ◆体験型の企業説明会や求職者へのアンケートを実施し、人材不足分野への理解促進や関心の喚起につなげるとともに、これら分野に目を向ける余地のある潜在求職者の掘り起こし。

<今後の取組>

- ・公定価格で運営される医療・介護・保育分野については、全てのハローワークにおいて、事業所へのアウトリーチ支援や関係団体との連携を強化するとともに、社会保険労務士等を活用した雇用管理改善のコンサルティング等の活用を促すことにより、更なる求人充足支援に取り組む。

■人材確保対策コーナーにおける支援状況（令和7年12月現在）

項目	実績
新規支援対象者数	1, 920人
紹介就職者数	1, 107人

(3) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

- 雇用仲介事業者に対するお祝い金・転職勧奨禁止に係る職業紹介事業の許可条件の追加、職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化の適切な履行勧奨の実施。
- 「闇バイト」募集の防止、排除等に関する不審な求人情報の岐阜県警察本部への迅速な情報提供及び不法な求人の不受理取扱の周知徹底。

<これまでの実施状況>

- ◆雇用仲介事業者に対する訪問指導を行い、お祝い金・転職勧奨禁止に係る職業紹介事業の許可条件の追加（令和7年1月施行）、職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化（令和7年4月施行）の改正職業安定法について周知、説明を実施。（令和8年1月末雇用仲介事業者指導件数 68件）
- ◆訪問指導を行った事業者に「闇バイト」に関する不審情報の掲載防止のためのチェックリストによる不審な求人情報の収集を実施。（令和8年1月末不審求人情報0件）。

<今後の取組>

- ・引き続き訪問指導による、改正職業安定法についての周知徹底及び不審な求人情報の収集に努めることに加え、職業紹介事業者を対象とした集団指導を187社に実施し、これら取組の実効性を高めた。

職業紹介事業者並びに職業紹介事業の許可申請等を検討している皆さま

2025（令和7）年1月1日施行

職業紹介事業者の許可条件が追加されます

- 職業安定法指針（平成11年労働省告示第141号）に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。
- 新たに追加される許可条件の内容
 - その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
 - 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。
- 許可条件の追加は2025（令和7）年1月1日から適用されます。
- 2025（令和7）年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。
- 更新時期を迎える前に（当該許可条件が付される前）上記の職業安定法指針に違反した場合、当該事業者については是正指導を行うとともに、本許可条件を付すこととなります。

■ 厚生労働省ホームページ
職業紹介事業の実務運営要領の改正について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>

■ 詳細は、都道府県労働局の電話相談事業課までお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課名	電話番号	労働局	課名	電話番号	労働局	課名	電話番号
北海道	総合就業課	011-238-1013	富山	総合就業課	076-432-2718	青森	就業支援課	0852-20-2012
岩手	総合就業課	019-221-2000	石川	総合就業課	076-264-4419	福山	総合就業課	085-801-5119
宮城	総合就業課	019-604-3004	福井	総合就業課	0776-26-8617	広島	総合就業課	082-511-1056
秋田	総合就業課	022-292-6071	山梨	総合就業課	055-225-2862	山口	総合就業課	083-995-0385
佐賀	総合就業課	018-883-0007	長野	総合就業課	026-226-0864	徳島	総合就業課	088-611-5386
山梨	総合就業課	024-826-4618	岐阜	総合就業課	058-265-1312	香川	総合就業課	087-908-5010
徳島	総合就業課	024-826-4746	静岡	総合就業課	054-211-9980	愛媛	総合就業課	089-843-5833
宮城	総合就業課	029-224-4239	愛知	総合就業課	052-219-5587	高知	職業安定課	088-685-6051
熊本	総合就業課	028-610-3556	三重	総合就業課	059-226-2165	福岡	総合就業課	092-434-5711
群馬	総合就業課	027-210-5105	滋賀	総合就業課	077-526-8617	佐賀	総合就業課	0952-32-7219
埼玉	総合就業課	048-600-5211	京都	総合就業課	075-241-3225	長門	総合就業課	095-801-0045
千葉	総合就業課	043-221-5500	大阪	総合就業課	06-4790-6303	熊本	総合就業課	096-211-1731
東京都	総合就業課	03-3452-1472	兵庫	総合就業課	078-367-0831	大分	総合就業課	097-535-2095
東京都	総合就業課	03-3452-1474	奈良	総合就業課	0742-48-0245	宮崎	総合就業課	0985-38-4823
神奈川	総合就業課	045-650-2810	和歌山	総合就業課	073-488-1160	鹿児島	総合就業課	099-803-7111
新潟	総合就業課	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	総合就業課	098-868-1637

厚生労働省 都道府県労働局

職業紹介事業者の皆さまへ

紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

(1) 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績（※）を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください ※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。

公開の対象となる職種は、常用就職（※）の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合は、掲載は不要です。
（※）常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

$$\frac{\text{求人者から徴収した手数料の総額（常用就職全件分）}}{\text{求職者の予定年収の総額（常用就職全件分）}}$$
 で算出し、小数第2位で四捨五入してください。

定期制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定期以外でも手数料を徴収している場合（定期による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合は、平均手数料率を算出願います。

「令和6年度職業紹介事業報告」の提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください（令和7年度職業紹介事業報告以降も同様に掲載してください）。

(2) 違約金規約を設けている場合、令和7年4月1日以降に求人者から求人者の申込みがあった際には、明示をお願いします。

これまでは
 取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報や求職者の個人情報取扱に関する事項、返戻金制度に関する事項の明示が義務となっていました。

↓ 今後は加えて
 求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示もお願いします。その際には、違約金の額、違約金が発生する条件及び免除方法を含む契約の内容（※）について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し説明が生じないように明示してください。

（※）本人が採用許諾後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や、利用契約の更新に関するルールも含まれます。

厚生労働省 都道府県労働局 LL061030001

VI 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(2) 障害者の就労促進

① ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

- 法定雇用率の段階的引上げ等により、雇用率未達成企業の増加が見込まれるため、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業に対し障害者雇用を進めるにあたっての助言等雇入れ支援を早期に実施。
- 障害者を一人も雇用していない企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携しチーム支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆ 令和7年4月より除外率が10ポイント引下げとなり、新たに雇用義務が生じる企業を中心に訪問、各種セミナーや会議等の機会を通じ周知・啓発を実施。
- ◆ 雇用率未達成企業においては、障害者雇用の経験やノウハウが不足しているケースが多いことから、障害者就業・生活支援センター、その他関係機関とも連携した「チーム支援」により、雇入れ準備から採用、定着まで継続的な支援を実施。

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害者に関わりなく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じて社会参加できる「共生社会」実現の観点から、全ての事業主に対し、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げは、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和7年7月
雇用率以上の法定雇用率	2.7%以上	2.5%以上	2.7%以上
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶ 障害者を雇用しなくてはならない労働者数には、以下の範囲があります。

- 雇用率引上げ対象での障害者雇用促進策(ハローワーク)の活用
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用促進費」の活用(努力義務)

Point 除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日付の改正に変わりました。(これまで除外率が10ポイントであった業種は除外率制の対象となりません。)

除外率設定業種	除外率
「非営利活動」(公益団体の活動、福祉、教育活動を除く)	2.0%
「建設業」(建設業)	1.0%
「運輸業」(運輸業)	1.5%
「製造業」(製造業)	2.0%
「情報業」(情報業)	2.5%
「サービス業」(サービス業)	2.0%
「接客業」(接客業)	2.5%
「飲食業」(飲食業)	4.0%
「小売業」(小売業)	4.5%
「娯楽業」(娯楽業)	5.0%
「医療業」(医療業)	7.0%

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL070401002

<今後の取組>

- 令和8年7月より雇用率が2.7%に引上がるため、対象企業への訪問、各種セミナー、会議等で広く周知・啓発を行う。
- 障害者雇用の経験、ノウハウが不足している企業を中心に「チーム支援」を活用すると共に、県内各地域にて障害者就職面接会を開催し、障害者の雇用促進を図る。

雇用率制度における算定方法 (赤枠が特定短時間労働者)

週所定労働時間	30H以上	20H以上 30H未満	10H以上 20H未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 ※	0.5

※当分の間、一定の要件を満たす場合は1カウント

② 改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施

- 特定短時間労働者である週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者について、障害者の能力に応じて勤務時間を延長する努力義務があることの周知・啓発を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆ 特定短時間労働者の実雇用率の算定、障害者の職業能力開発及び向上について、除外率引き下げ等の周知とともに、企業への訪問・各種セミナー・会議等で広く周知を行った。

<今後の取組>

- 改正法の趣旨について広く周知を行い、長時間働くことができない特定短時間労働者に該当する障害者の雇用促進について、企業の理解を図る。

VI 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材活躍促進

(2) 障害者の就労促進

③精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

- ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を実施。
- 発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等については就職準備から職場定着までの一貫した支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆ハローワークに配置した専門の担当官、精神・発達障害者雇用サポーター、障害学生等雇用サポーター、難病患者就職サポーターにより、障害特性に応じた就職準備段階から就職後の定着までの個別支援を実施。
- ◆精神・発達障害の特性を働く職場の同僚にも理解を促すことにより、精神・発達障害者の良き理解者(サポーター)となってもらうことを目的とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を定期的に開催し、企業の受入体制、定着についての支援を実施。(1月現在 6回 140名)
- ◆教育現場の教師、保護者や障害者就労支援機関の支援者等を対象に専門医による「発達障害者支援セミナー」を開催。(8月7日実施 158名参加)

<今後の取組>

- 近年増加傾向にある精神・発達の障害者に対し、専門の担当官による障害特性に応じた個別支援を行う。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を今後も定期的に行い、企業の理解者(サポーター)を養成することで、企業の理解促進・受入体制の整備・定着支援を行う。

④公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

- 法定雇用率が令和8年7月から3.0%に引き上げられる中、雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう啓発、助言を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆公的機関向け「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」により、障害に対する理解の促進を深め、定着支援を実施。
- ◆雇用不足の公的機関を訪問し、雇用率達成に向けた障害者の雇用促進の啓発・助言を実施。
- ◆公務部門においても、障害者就職促進を図るため、県内各地域の就職面接会についても広く周知を行い公務部門も参加。

<今後の取組>

- 公務部門においては、民間企業に対して率先垂範して、雇用率達成について遂行すべき立場であり、雇用率未達成機関については、速やかに雇用率達成に向け計画的な採用がなされるよう啓発・助言を行うと共に、就職面接会、ミニ面接会等を活用し、障害者の雇用促進を図る。
- 障害者の雇用促進の啓発・助言を行った雇用不足の公的機関に対して、随時進捗管理を行い年度末までの不足解消を図る。

(3) 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

① 外国人求職者等に対する就職支援

ア 外国人留学生等に対する相談支援の実施

ハローワークの留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンター等と緊密に連携し、留学早期から就職準備に向けた情報提供等の支援を行う。

<これまでの実施状況>

- ◆ 岐阜新卒応援ハローワークとハローワーク大垣の留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンター等と連携を密にし、情報提供を実施。
- ◆ 相談件数 270件 (R8.1月末現在)

<今後の取組>

- 留学生コーナーにおいて、大学等のキャリアセンター等と連携しつつ、留学早期からの情報提供等の支援を行う。

イ 定住外国人等に対する相談支援の実施

ハローワーク岐阜、大垣、多治見、関、美濃加茂に設置する外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による職業相談等により、早期再就職支援及び安定的な就労確保に向けた支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆ 外国人雇用サービスコーナーにおいて、日本語研修の受講斡旋、職業相談や紹介、求人者との労働条件等の交渉などの就職支援を実施。
- 新規求職者数 1,830名、紹介就職件数 1,481件、就職率 23.9% (R8.1月末現在)

<今後の取組>

- 外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による早期再就職の支援や安定的な就労の確保に向けた支援を行う。



ウ 外国人就労・定着支援事業の実施

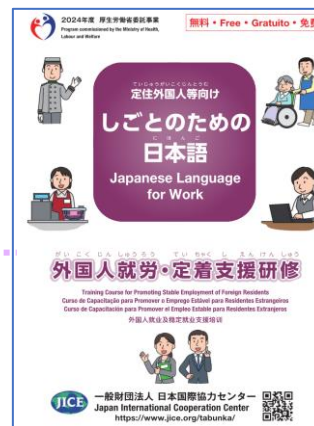
日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携した就労・定着支援を行います。

<これまでの実施状況>

- ◆ 安定的な就労及び職場定着の促進をはかることを目的とした日本語研修(厚生労働省が日本国際協力センターに業務委託)について、積極的な受講斡旋を実施。

<今後の取組>

- 安定的な就労等の促進をめざし外国人雇用サービスコーナーを中心に、積極的な研修受講に取り組む。



受講者 93名 (R7.12月末現在)

(3) 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

②外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

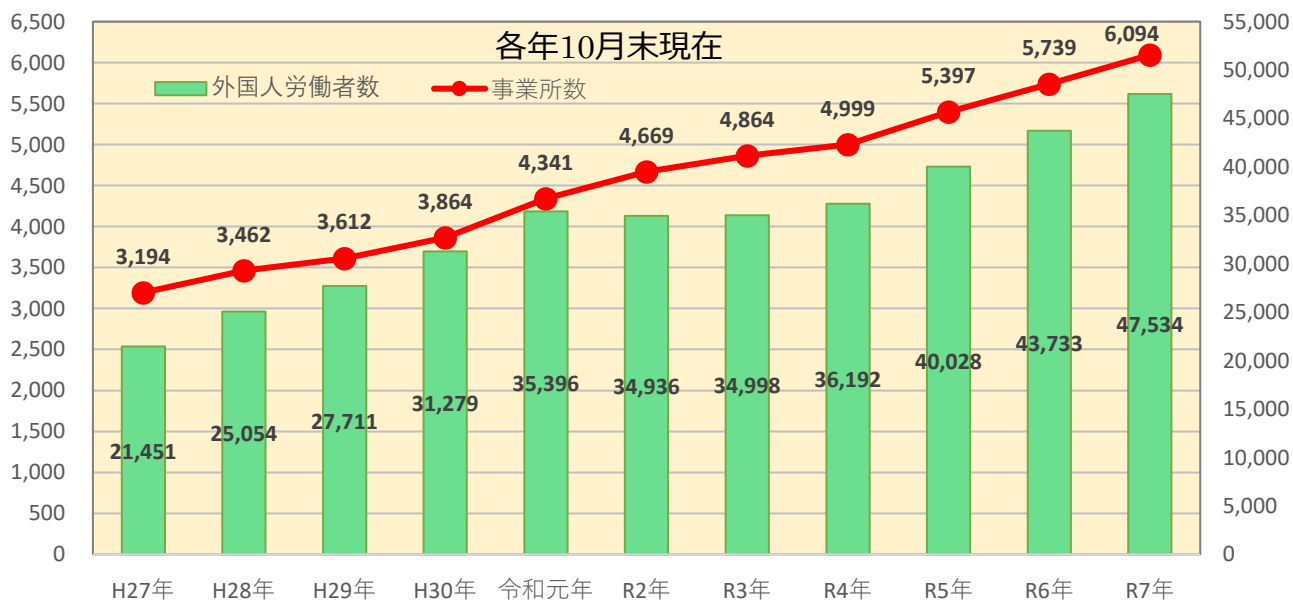
「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、事業所訪問及び労働局やハローワークにおける事業主向けの雇用管理セミナーの実施等を通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に行う。

<これまでの実施状況>

- ◆外国人雇用対策担当者による外国人雇用管理セミナー等(オンライン含む)の実施。7回、565名受講。
- ◆ハローワーク職員及び外国人雇用管理アドバイザーが外国人を雇用する事業所を訪問し雇用管理状況の確認、改善のための助言を行うとともに、雇用維持のための相談を実施の上「外国人雇用管理指針」に関する周知啓発を実施。事業所訪問件数 398件。(R8.1月末現在)
- ◆名古屋出入国在留管理局、市町村、年金事務所、岐阜県警など関係機関が連携し行われる「外国人のための合同相談会」に協力し、複数の分野にまたがる外国人からの相談に対応。(R7.12.7美濃加茂市にて開催)

<今後の取組>

- 外国人労働者を雇用する事業所に対し、事業所訪問指導に加え、雇用管理セミナーの積極的な開催等により、適正な雇用管理に関する助言・援助等を実施するとともに、外国人雇用状況届出制度の履行確保に取り組む。

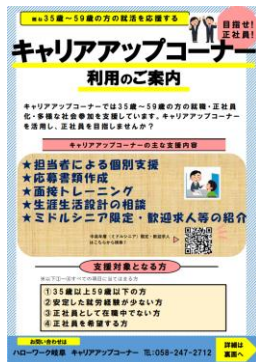


(4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

- ハローワーク岐阜に設置する就職氷河期世代を含む中高年層支援の専門窓口である「キャリアアップコーナー」において、就職から職場定着まで一貫した支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆担当者制による個別支援。
- ◆応募書類作成、面接指導。
- ◆各種セミナー、面接会の開催。
- ◆中高年層限定・歓迎求人への紹介。
- ◆就職後の継続的な職場定着支援。



■キャリアアップコーナーでの支援状況（4～12月実績）

項目	実績
新規支援対象者数	694人
正社員紹介就職者数	218人

<今後の取組>

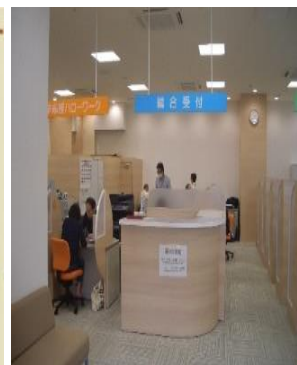
- ・支援対象求職者のニーズに合った中高年層限定・歓迎求人の開拓
- ・関係団体との連携を図り、専門窓口の周知及び誘導。
- ・電話等により、就職後の早期に定着支援を実施。

(5) 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

- 学校と新卒応援ハローワーク等の情報共有により、支援対象者を早期に把握するとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな就職支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆就職支援ナビゲーターの担当者制による支援により正社員就職した件数 1,161件
- ◆新卒応援ハローワークにおいて履歴書・職務経歴書の添削や面接指導などの各種セミナー及び臨床心理士相談を実施。



岐阜新卒応援ハローワーク

<今後の取組>

- ・学校との情報共有を図りつつ就職支援ナビゲーターの担当者制による個々のニーズに沿ったきめ細かな個別支援をに組み込む。

(6) 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

●就労に当たって課題を有する無業者に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体と連携しながら職業的自立に向けた継続的な就労支援を実施。

<これまでの実施状況>

◆相談支援事業

- ・新規登録者数 147人
- ・各種セミナーの実施 418回 1,736人
- ・職場体験等の実施 のべ 105社 254人
- ・就職者数 82人



<今後の取組>

・就労・生活相談を基に各種セミナー及び職場体験等を実施、コミュニケーションスキルの向上を図りつつ、職業的自立に向けた継続的な支援に取り組む。

(7) 正社員就職を希望する若者への就職支援

●正社員就職を希望する(35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者)を対象に、わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターによるきめ細かな個別支援を通じて正社員就職を支援。

<これまでの実施状況>

- ◆就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援
 - ・支援対象者数 190人
 - ・正社員就職件数 151人
- ◆わかもの支援コーナー及びハローワークにおいて履歴書・職務経歴書の添削や面接指導などの各種セミナーを実施。



<今後の取組>

・就職支援ナビゲーターの担当者制による個々のニーズに沿ったきめ細かな個別支援を行うとともに、履歴書・職務経歴書の添削や面接指導などの各種セミナーを実施し正社員就職に向けた支援に取り組む。

2 女性活躍推進に向けた取組促進等

(1) 女性活躍推進法等の履行確保等

- 女性活躍推進法に基づく男女間賃金の差異の情報公表等について履行確保を図るとともに、男女雇用機会均等法の遵守を図る。
- 「えるぼし」認定取得に向けた働きかけを行うとともに、改正女性活躍推進法について周知に取り組む。

<これまでの実施状況>

- ◆女性活躍推進法に基づき、労働者数301人以上の事業主に義務付けられている男女間賃金の差異に係る情報公表等について、報告徴収等の実施により、履行確保を図った。
- ◆男女雇用機会均等法の履行確保について、報告徴収の実施により、性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等を確認し、法の履行確保を図った。
- ◆大垣市と共催で改正女性活躍推進法等説明会を開催し、令和8年4月以降の具体的な対応方法について周知を行った
- ◆「ぎふ労働局通信」等、あらゆる機会を通じて改正内容についての周知を実施した。

◆一般事業主行動計画届出状況

	届出数(届出率)
義務企業	793社(99.4%)
義務企業以外	189社(-)

◆報告徴収(均等法・女活法を一体的に実施)

報告徴収実施数	39社
助言実施数	20社
助言件数	41社
助言内訳	計画の公表 9件 従業員への周知 11件 情報公表 13件 その他 8件

◆「えるぼし」認定状況

	えるぼし 3段階目	28社 (7社)
	えるぼし 2段階目	7社 (1社)
	えるぼし 1段階目	1社 (0社)

◆「えるぼし」認定通知書交付式



※括弧内は今年度の認定企業数



<今後の取組>

- ・引き続き、男女間賃金の差異の情報が未公表の企業について、速やかに公表がなされるよう助言等を行う。
- ・えるぼし認定取得に向けた働きかけを実施する。
- ・改正女性活躍推進法、円滑な行に向けて、説明動画をインターネット上で公開する等、義務企業が法にに沿った対応ができるよう、改正内容の周知を行う。

(2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山において「マザーズコーナー」を設置し、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、子育て支援拠点や関係機関と連携してアウトリーチ型の支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆マザーズコーナー設置所管内の6市3町への出張相談によるアウトリーチ支援を実施。また、オンラインで定期相談を1市で実施。
- ◆岐阜所のマザーズコーナーをオンライン化を推進する施設として指定し、求職者マイページを活用した情報提供や職業相談及び職業紹介などをオンラインで提供
- ◆SNS及びホームページを活用して、就職支援メニューや各種セミナー、就職面接会などの開催情報を発信。



<今後の取組>

- ・アウトリーチ型支援の更なる拡充及び、子育て支援拠点や関係機関との連携を強化し、潜在求職者の掘り起こしを図る。
- ・求職者の利便性に合わせた、オンライン相談及びオンライン紹介による就職支援の強化。
- ・仕事と家庭の両立がしやすい求人の確保、事業所情報の収集及び事業所への周知活動を実施。

仕事と家庭の両立を希望する方の就職を応援します！

マザーズコーナー

ご利用
無料



キッズ
コーナー
有り

相談
受付中



マザーズコーナーでは、仕事と家庭の両立を希望する方を様々なカタチで応援します！

3 総合的なハラスメントの防止

(1) 職場におけるハラスメント防止措置義務の履行確保

●パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、厳正な指導を実施する等、法の履行確保を図る。

<これまでの実施状況>

- ◆パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントに関する相談について、労働者の立場に配慮しつつ、適切に対応を行った。
- ◆職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、報告の請求等実施し、法の履行確保を図った。

◆ハラスメント関係の相談状況 ◆法の履行確保

ハラスメント関係の相談件数 (合計)	1,951件
セクハラ等	84 件
マタハラ等	171件
パワハラ	1,098 件
いじめ・嫌がらせ	598 件

(令和7年11月末)

	男女雇用機会均等法	育児・介護休業法	労働施策総合推進法 (パワーハラスメント関係)
報告徴収等実施数	セクハラ、マタハラ等に関するハラスメント防止対策主眼の報告徴収は労働施策総合推進法の報告の請求(右欄)と一体的に実施(個別事案を除く。)		48社
助言実施			31社
助言件数			33件
紛争解決援助	妊娠等不利益 3件 セクハラ防止措置 1件 母性健康管理措置 1件	不利益取扱(育休) 1件 不利益取扱(育休以外) 1件	パワハラ防止措置 8件
調停件数	0件	0件	パワハラ防止措置 7件

・個別労働紛争解決制度の助言は27件、あっせんは12件(不参加含む)。

<今後の取組>

- ・ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図る。

VI多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

(2) カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

- カスタマーハラスメント対策を推進するため、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を活用し、取組を促す。
- 就活ハラスメントについて、事業主に望ましい取組の周知徹底や「あかるい職場応援団」活用を促進し、取組を促す。
- 改正法案が成立した場合は、改正内容が労使に十分に理解されるよう周知に取り組む。

<これまでの実施状況>

- ◆12月開催の「カスハラ対策実践セミナー」（新はつらつ職場づくり推進事業）において、改正法及び指針案について説明するとともに、外部講師から実践的な対応方法について講演を行った。
- ◆女性活躍推進法等説明会において、指針案の概要の説明を行い、施行予定の10月1日より前から、早めに対策に取り組むよう促した。

事業主の皆さまへ（全企業を対象です） 公布日：令和7年6月11日

ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**（施行日：公布後1年6か月以内の改正で定めの日）
- **カスタマーハラスメント対策の義務化**
 - カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たしたものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利用関係者が行う。
 - ②社会通念上許される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応、防止のための措置
 - 社会的労働者や取引先等の他社労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その引当先は事業主が講ずるべき措置の対象となる（「顧客」は「労働者」に限定されず、労働者以外の人にも適用されます）
 - カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、労働者に対する労働時間削減などの不利な取り扱いを避け、また、労働者に対する不当な差別・差別的な取り扱いを講ずる必要はありません。
- **求職者等に対するセクハラ対策の義務化**（いわゆる「就活セクハラ」）
 - 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面接等を行う際のルールをあらかじめ定めおくこと等）
 - 相談体制の整備・周知
 - 発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の義務を明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクハラハラスメントは行われてはならないものであり、事業主は、労働者の権利として、他の労働者に対する労働時間削減を妨げるような形での対応はできません。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の義務として、職場におけるハラスメントを行ってはいけないことについて、国が規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載 **あかるい職場応援団** HRP **検索**

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（監）

新はつらつ職場づくり推進事業

義務化対応！

無料 定員200名

現場で役立つ カスハラ対策 実践セミナー

すべての企業でカスタマーハラスメント対策が義務化されました。労働基準総合推進法改正に対応しつつ、現場で役立つ実践的なカスハラ対策を習得したい方にお勧めです。

第1部 「法改正の概要とカスハラ対策の取組内容」
講師 岐阜労働局 雇用環境・均等室 職員

第2部 「不当要求に立ち向かうための心得」
講師（公財）岐阜県暴力団対策推進センター 専任理事 森 泉 氏
-岐阜県警で長年、主に用事部門で多くのトラブル対応を経験
-岐阜市役所では、不当要求への対応、排除に取り組み、実務経験豊富
-現場で使える実践的ノウハウをわかりやすく解説

令和7年
日時 **12月18日(木)**
13:15~15:45

会場 岐阜県図書館 1階 多目的ホール(岐阜市宇佐4-2-1)

申込 労働局(労働基準関係)・労働基準監督署説明会等受付サイトからお申し込みください。
申込締切:令和7年12月7日(日) 定員になり次第、締め切ります。
くわしくは、裏面をご覧ください。

主催:岐阜労働局、公益社団法人岐阜県労働基準総合推進委員会



<今後の取組>

- ・ 令和7年6月に改正労働施策総合推進法等が成立し、事業主に対して、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が令和8年10月1日から義務付けられることとなったことを踏まえ、改正内容について労使に十分に理解されるよう、周知に取り組むとともに、施行後は、カスタマーハラスメント防止指針や求職者等に対するセクシュアルハラスメント指針等に基づき、着実な履行確保を図る。

4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

- 令和6年に改正された育児・介護休業法の着実な履行確保を図る。
- 両立支援等助成金の支給により、仕事と育児・介護が両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援。
- 次世代育成支援対策推進法について、優良企業に対する「くるみん」認定について周知を図るとともに、認定取得に向けた働きかけを行う。併せて不妊治療と仕事の両立支援に取り組む企業には「くるみんプラス」認定の取得について周知。
- 改正雇用保険法により創設された「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」について、円滑な施行を図る。

<これまでの実施状況>

- ◆令和7年4月・10月に段階施行された育児・介護休業法について、周知に取り組むとともに、事業主に対する報告徴収・是正指導等を実施。
- ◆「くるみん」認定を推進するとともに、認定通知書交付式の開催等により、管内企業の仕事と育児の両立支援の機運醸成を図った。

◆報告徴収（育児・介護休業法）

報告徴収実施数	161社
助言実施数	159社
助言件数	516件
うち雇用環境整備措置	109件

◆一般事業主行動計画届出状況

	届出数（届出率）
義務企業	784社（99.1%）
義務企業以外	1335社（ - ）

◆「くるみん」認定状況

	プラチナくるみん （プラス含む）	8社 （3社）	括弧内は今年度認定企業数
	くるみん （プラス含む）	81社 （8社）	
	くるみんプラス	3社	

◆出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金支給状況

出生後休業支援給付金	2,274件
育児時短就業給付金	3,687件

◆「プラチナくるみん」認定通知書交付式



<今後の取組>

- ・改正育児・介護休業法について、着実な履行確保を図るとともに、育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合は、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。
- ・「くるみん」認定について周知を図るとともに、認定取得に向けた働きかけを行う。
- ・引き続き、事業主や雇用保険被保険者に対して給付金の周知に取り組む。

(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備

- 改正育児・介護休業法において、育児・介護のためのテレワーク導入が努力義務とされたことから、テレワークガイドラインや各種助成金の周知等を行う。
- 勤務間インターバル制度の導入、年次有給休暇の取得促進など、企業における働き方・休み方の改善を進めるため、働き方・休み方コンサルタントによる訪問コンサルティング、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の活用周知、働き方改革推進支援助成金による支援等を行う。

<これまでの実施状況>

- ◆テレワークの導入については、企業からの相談に対してガイドラインに沿った助言を実施。
- ◆働き方・休み方改善コンサルタントによる訪問コンサルティングは、41事業場に対して実施し、時間外労働の削減、年次有給休暇取得促進、多様な働き方などの「働き方・休み方改善プラン」を提案した。

<今後の取組>

- ・引き続き、働き方・休み方改善コンサルタントによる訪問コンサルティングにより、働き方・休み方の改善を図る。

(3) 新はつらつ職場づくり宣言事業

- 誰もが健康ではつらつと働くことのできる職場づくりに向け、労使で宣言項目を検討して取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」事業による企業の登録を推進する。

<これまでの実施状況>

◆新はつらつ職場づくり宣言登録状況

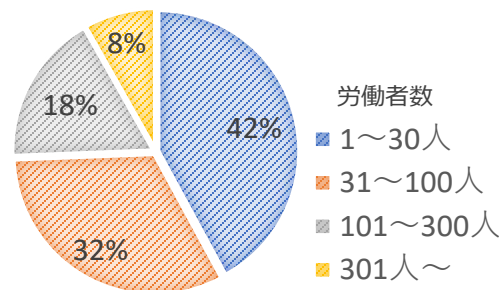
申請事業所数	1,245
登録事業所	1,242



<地域別>

岐阜	502
大垣	208
高山	97
多治見	105
関	129
恵那	110
岐阜八幡	94
計	1,245

<規模別>



<今後の取組>

- ・引き続き宣言事業の魅力を発信するとともに、宣言後3年を経過した企業へは最新施策を反映した内容への「宣言更新」を勧奨するなど、効果的なアプローチを実施する。

VI 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

5 フリーランス等の就業環境の整備

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反に関する申出があった場合、委託事業者に対する調査、是正指導を行い、法の着実な履行確保を図る。
- 労働基準監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するとともに、労働基準法違反等の申告がなされた場合には、労働者性の有無を判断し、必要な指導を行う。
- フリーランスと委託事業者との取引上のトラブルについて相談があった際には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介する等適切に対応する。

<これまでの実施状況>

◆フリーランス・事業者間取引適正化等法による調査等

調査等実施事業場数（うち申出事案）	45事業場（3事業場）
助言実施事業場数（法違反指摘）	36社 ・すべて法第14条の ハラスメント防止措置

<今後の取組>

- ・引き続き委託事業者に対する調査や是正指導を行い、法の履行確保を図る。

(2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大

- 企業等から業務委託を受けている特定フリーランス事業の方へ特別加入制度を広く周知し、特別加入を希望する特定フリーランス事業の方に対して、特別加入団体として承認を受けている団体の周知、説明等適切な対応の実施。

フリーランス^(※)の皆さまへ

(※) 特定受託事業に従事する方

令和6年11月から
労災保険に特別加入できるようになりました

<これまでの実施状況>

- ◆特定フリーランス事業の特別加入制度のリーフレットを労働基準監督署に設置。
- ◆特別加入を希望する特定フリーランス事業の方からの問い合わせ等について丁寧な説明を行った。
- ◆特定フリーランス事業の承認を受けた特別加入団体が、北海道局1団体、埼玉局1団体、東京局7団体、愛知局1団体の合計10団体。（令和8年2月現在）

<今後の取組>

- ・特定フリーランス事業の特別加入団体として承認されている団体を周知し、特別加入の相談について丁寧な説明を行う。
- ・新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとする団体からの相談については、引き続き丁寧な説明を行う。

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

- 時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施
- 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用開始となった業種等を中心に、労働時間相談・支援班による改正法等の周知、労務管理等の支援の実施
- トラック運転者の長時間の荷待ち時間を発生させないこと等について、労働基準監督署から発着荷主への要請

<これまでの実施状況>

- ◆ 監督指導の実施(令和7年4月～令和8年1月)
時間外・休日労働時間数が1月当たり80時間を超えていると考えられる事業場(自動車運転者に係るものを除く) 433件
- ◆ 労働時間相談・支援班による周知(令和7年4月～令和8年1月)
説明会: 32回
(うち令和6年4月適用開始業種 建設業7回 自動車運送業7回 医療機関 1回)
訪問支援: 57件 荷主に対する要請: 215件
- ◆ 過労死等防止啓発月間(11月) 期間中に「過重労働解消キャンペーン」を実施
 - ▶集中的な監督の実施 ▶過重労働相談受付集中期間(11/1～11/7)
 - ▶過労死等防止対策推進シンポジウム(11/13) ▶団体等への協力要請
 - ▶労働局長によるベストプラクティス企業への訪問(11/17)
 - ▶関係機関(運輸支局、公正取引委員会)との合同による荷主要請(11/20他)

<今後の取組>

- ・長時間労働の抑制を主眼とした監督指導、労働時間相談・支援班による周知、支援については引き続き実施。
- ・過労死等防止啓発月間(11月)を中心に過労死等防止の周知、啓発



局長によるベストプラクティス企業への訪問

(2) 労働条件の確保・改善対策

- 賃金、労働時間等の一般労働条件の確保に向けた監督指導等を実施するとともに、重大・悪質な事案については司法処分も含めて厳正に対応。
- 技能実習生等の外国人労働者、自動車運転者の法定労働条件確保のため、関係機関と連携して、労働基準関係法令の周知を図るとともに、法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆ 司法処分（令和7年1月～12月）
29件送検（労働基準法又は最低賃金法違反15件 労働安全衛生法違反 14件）
- ◆ 外国人労働者の労働条件確保対策（令和7年4月～令和8年1月）
技能実習実施機関に対する監督指導 44件
特定技能外国人受入事業場に対する 監督指導 52件
説明会 13回
通報制度の状況 外国人技能実習機構→岐阜労働局 37件
岐阜労働局→外国人技能実習機構 12件
岐阜労働局→名古屋出入国在留管理局 8件
- ◆ 自動車運転者の労働条件確保対策（令和7年4月～令和8年1月）
長時間労働等が疑われる事業場に対する監督 92件
通報制度の状況 岐阜運輸支局→岐阜労働局 9件
岐阜労働局→岐阜運輸支局 1件



<今後の取組>

- ・一般労働条件の確保に向けた監督指導等を実施するとともに、重大・悪質な事案については司法処分を含め、厳正に対応。
- ・外国人労働者、自動車運転者等の法定労働条件確保対策を関係機関とも連携し、引き続き実施。
- ・スポットワークを利用する際の留意事項の周知と相談があった場合の丁寧な対応

VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

(3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

●岐阜労働局 第14次労働災害防止推進計画について

計画期間：2023（令和5）年度～2027（令和9）年度までの5か年

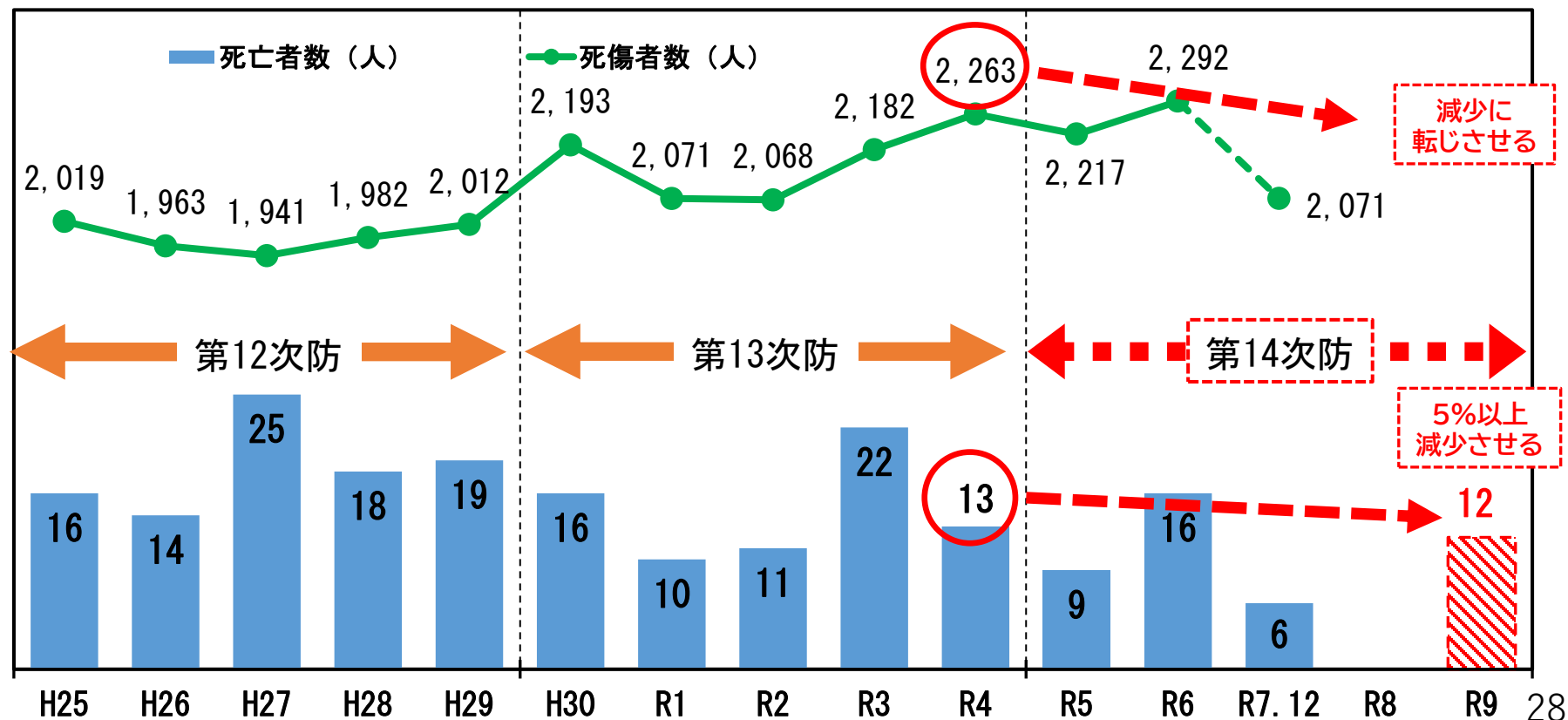
計画の目標：「**死亡災害**について、2022年と比較して**2027年までに5%以上減少させる。**」

2022（令和4年）死亡災害 13人 → 2027（令和9年）**12人以下**へ

「**死傷災害**について、2022年と比較して**2027年までに減少に転じさせる。**」

2022（令和4年）死傷災害 2,263人 → 2027（令和9年）**2,263人以下**へ

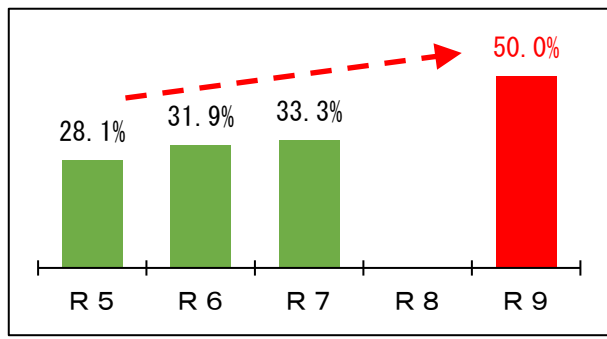
＜ 14次防 労働災害発生状況 コロナ感染症によるものを除く。 ＞ (R7はR7.12月末現在の速報値による。)



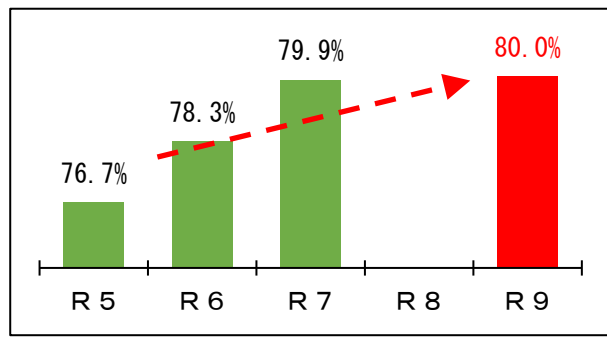
VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

〈 14次防 アウトプット指標（達成を目指す事項）の進捗状況 〉 (R7はR7.12月末現在の速報値による。)

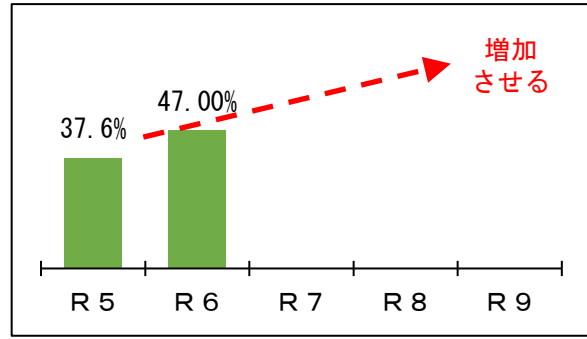
① 転倒災害対策に取り組む事業場の割合



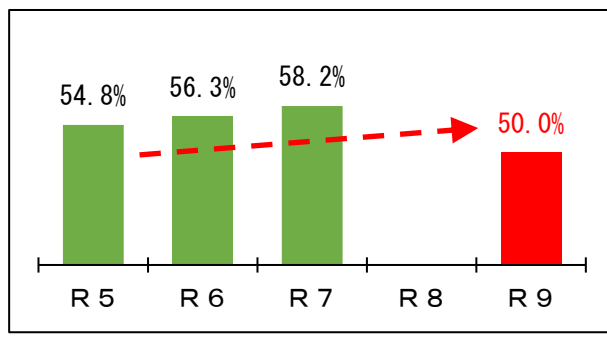
② 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率



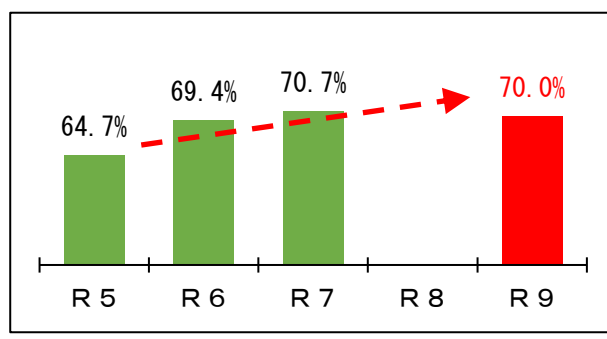
③ 介護・看護作業におけるノーリフトケア導入事業場の割合



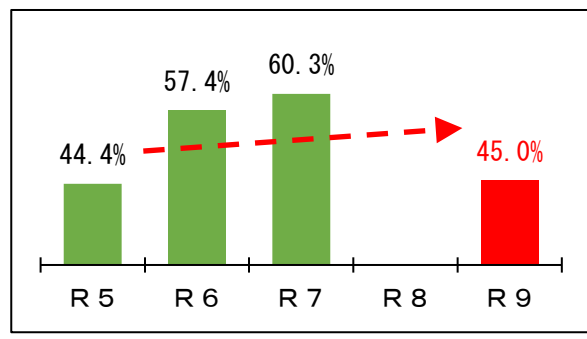
④ エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組事業場の割合



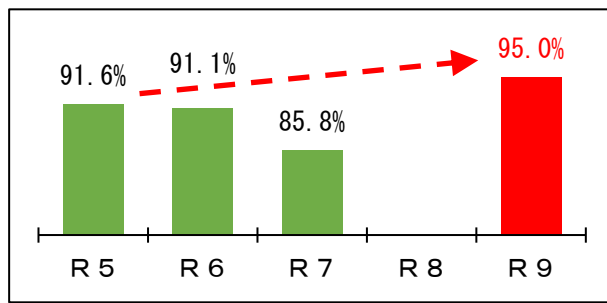
⑤ 母国語を用いた災害防止の教育を行っている事業場の割合



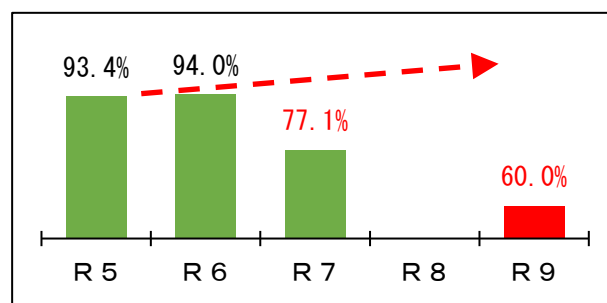
⑥ 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合



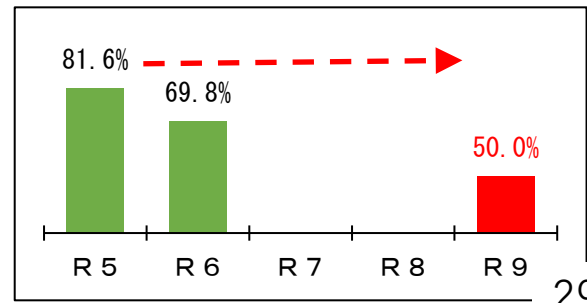
⑦ 墜落・転落災害の防止に関するRAに取り組む建設業の事業場の割合



⑧ 機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合



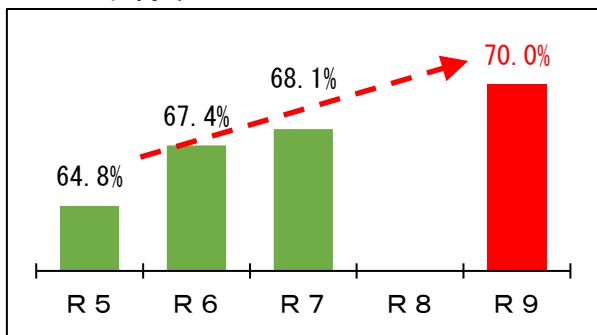
⑨ 伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合



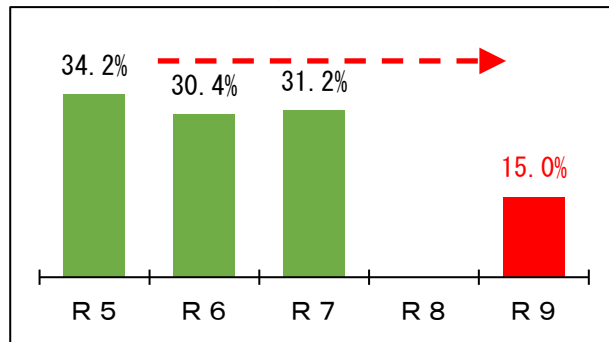
VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

＜ 14次防 アウトプット指標（達成を目指す事項）の進捗状況 ＞ (R7はR7.12月末現在の速報値による。)

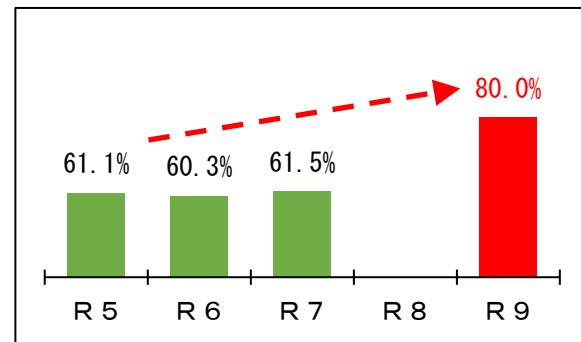
⑩事業場における年次有給休暇の取得率



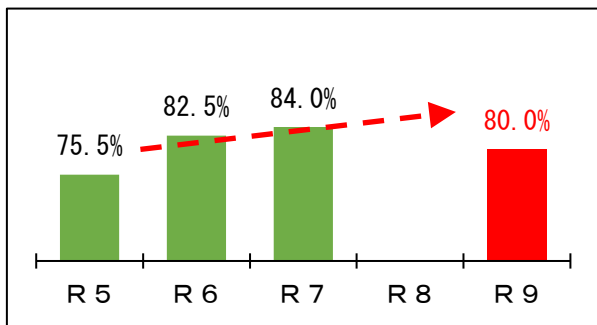
⑪勤務間インターバル制度を導入している事業場の割合



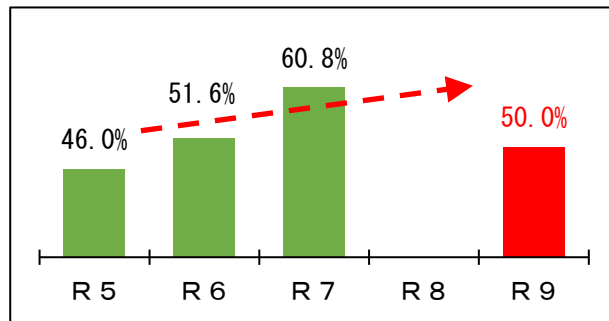
⑫メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合



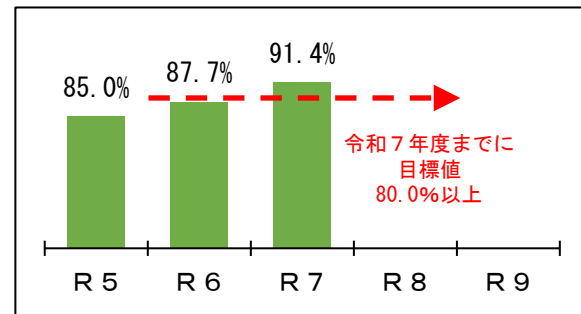
⑬必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合



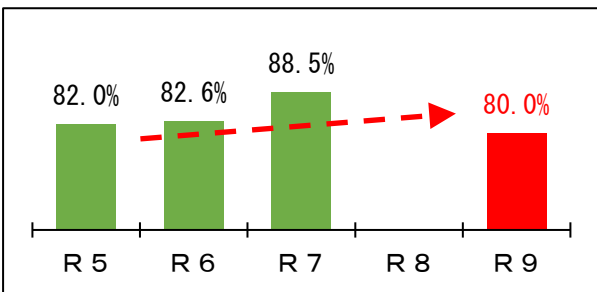
⑭50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施割合



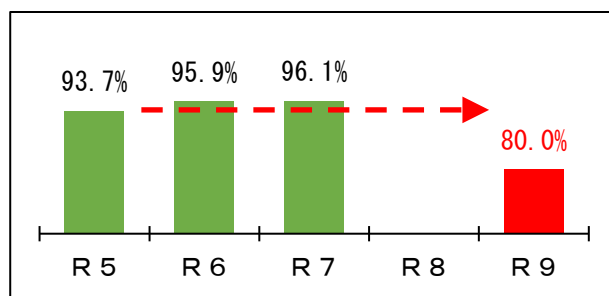
⑮RAの実施義務対象となっていない化学物質について、RAを行っている事業場の割合



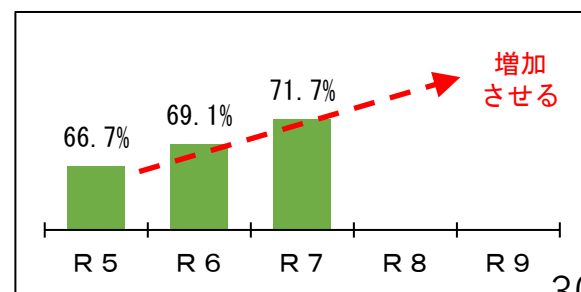
⑯RA結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合



⑰SDS交付の義務対象となっていない化学物質について、SDSの交付等を行っている事業場の割合



⑱熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合



VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

これまでの実施状況

◆労働災害防止対策

- ・労働基準監督署による個別指導等において、労働災害防止対策、安全衛生管理体制の活動状況、雇入時・非定常作業時等の安全衛生教育の実施状況、危険・有害業務の有無などについて確認し必要な指導（681件）を実施。
- ・改正安衛則に基づく熱中症対策、転倒等災害や高齢者の災害防止対策などについて、各地域・業種における災害発生状況などを考慮した講習会・セミナー等を開催（61回：参加者3,600人）。

◆健康確保対策

- ・メンタルヘルス対策のため、ストレスチェック制度の実施と小規模事業場への対策の周知と取組支援のため講習会等を開催（8回：参加者約200人）。
- ・岐阜産業保健総合支援センター、各地域産業保健センター、地域保健所とも連携し、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などが必要な事業場等へ支援業務などの周知とその利用を勧奨。

◆化学物質等による健康障害防止対策

- ・新たな化学物質規制による自律的管理制度の円滑な実施のため、講習会等を開催（5回・参加者約300人）し、SDSの交付等による危険・有害情報の確認、化学物質のリスクアセスメント結果に基づく必要な措置などへの支援を行った。規制対象化学物質の拡大などの必要な情報については引き続き、周知等を行う。

今後の取組

- ・労働災害発生状況などを把握・分析し、14次防の目標値の進捗管理を行い、引き続き労働災害防止対策の徹底、各種講習会等の開催などによる災害防止対策、関係法令などの周知、取組支援や、労働基準監督署による個別指導等を計画的に実施し、死亡・労働災害の減少と14次防の目標達成に努める。
- ・熱中症対策の徹底、安衛法等の改正により順次施行されるエイジフレンドリーガイドラインの指針化、ストレスチェック制度の50人未満の事業場への義務化などについて、周知・説明を行う。

エイジフレンドリーガイドライン

（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

働く高齢者の特性に考慮した職場を目指しましょう。

ガイドラインの概要

- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 職場環境の改善
- 3 健康や体力の状況の把握
- 4 健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

国による支援

エイジフレンドリー補助金の活用



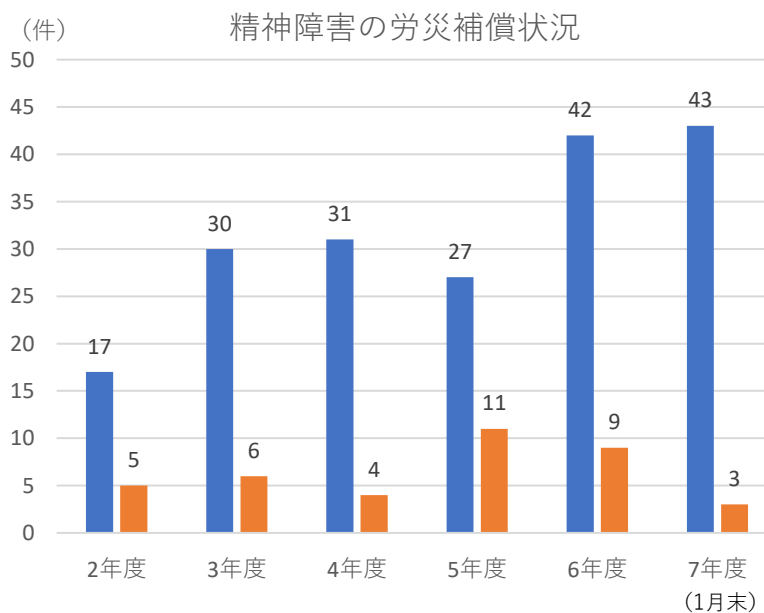
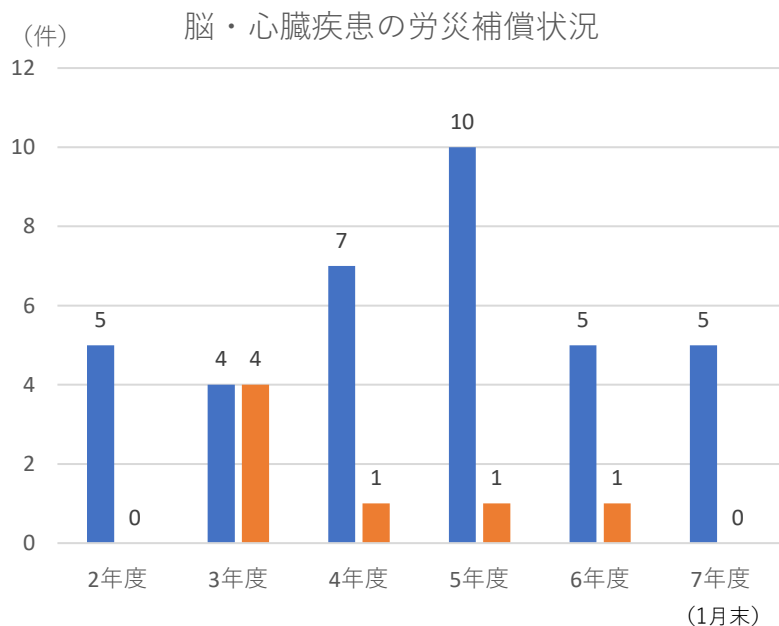
(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

● 労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施。

<これまでの実施状況>

◆ 過労死等事案（脳・心臓疾患及び精神障害事案）のうち、特に精神障害事案の請求件数は近年大幅に増加している。

◆ 過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を確実に実施するとともに、認定基準に基づいた迅速かつ適正な認定を実施している。



■ 請求件数 ■ 支給決定件数

<今後の取組>

・ 労災保険給付の請求について、引き続き関係部署と連携を図り、効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を行う。

Ⅶ労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一掃対策

- 労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)の受託事業者と連携して行う。
- 令和7年度中に加入勧奨件数2,096件、成立件数435件を目標として推進。

<これまでの実施状況>

未手続事業一掃対策の推進状況(1月末比)

	未手続事業場 名簿件数	勧奨件数	成立件数
6年度	1,447件	1,010件	275件
7年度	3,439件	834件	353件
差	1,992件	△176件	78件
6年度末	1,540件	1,371件	379件

<今後の取組>

- ・未手続事業場の把握と加入勧奨、職権成立等の対応を行う。
- ・11月の未手続事業一掃強化期間に、周知用ポスターの掲載、事務組合、関係団体、市町村あてに周知を依頼する。

2 収納未済額の縮減

- 収納率の向上を重要課題とし、高額滞納事業主、複数年度にわたる滞納事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施。
- 法定納付期限内の確実な納付や納付事務の負担軽減につながる口座振替制度のより一層の周知を図り利用促進に取り組む。

<これまでの実施状況>

労働保険料徴収決定及び収納状況(1月末比)

	徴収決定額	収納済額	収納率
6年度	517.7億円	380.3億円	73.46%
7年度	512.1億円	377.0億円	73.61%
差	△5.6億円	△3.3億円	0.15 P
6年度末(岐阜)	519.4億円	515.1億円	99.18%
6年度末(全国)	42,288.4億円	41,892.2億円	99.06%
	7年度末目標収納率 = 7年度全国平均収納率以上		

3 電子申請の利用促進

- 事業主が行う労働保険の各種手続きで電子申請の利用を勧奨。ホームページの掲載や関係団体に対する協力要請など、あらゆる機会を通じて周知を図る。

<これまでの実施状況>

- ◆5月の利用促進月間にホームページで周知、労働基準監督署及びハローワークにリーフレットを設置。
- ◆労働保険年度更新センター内に電子申請体験コーナーを設置。
- ◆ハローワークが実施する事業場担当者向け学卒関係求人説明会で電子申請体験・相談コーナーを設置して利用勧奨。
- ◆年度更新申告書の電子申請利用率は昨年度の24.61%から27.82%へと上昇。

<今後の取組>

- ・労働基準監督署及びハローワークにおいて来庁者に対して周知。事業場を対象とした各種説明会など周知機会を最大限利用し、さらなる電子申請の利用促進を進める。
- ・労働局及び関係団体等の広報紙による周知。
- ・徴収室内に電子申請体験コーナーを設置。



<今後の取組>

- ・収納率が全国平均を上回るよう、効率的な督促業務、財産調査、差押えを実施する等、計画的に収納率の向上に取り組む。
- ・指定期限前に外部委託を活用した電話による納付奨励を行い指定期限までの納付を促す。

滞納整理強制措置の推進状況(1月末比)

	財産調査	差押え (実数)	交付要求
6年度	255件	47件	41件
7年度	1,531件	103件	36件
差	1,276件	56件	△5件
6年度末	295件	118件	52件

令和 8 (2026)年度

労働行政のあらまし

(岐阜労働局行政運営方針)

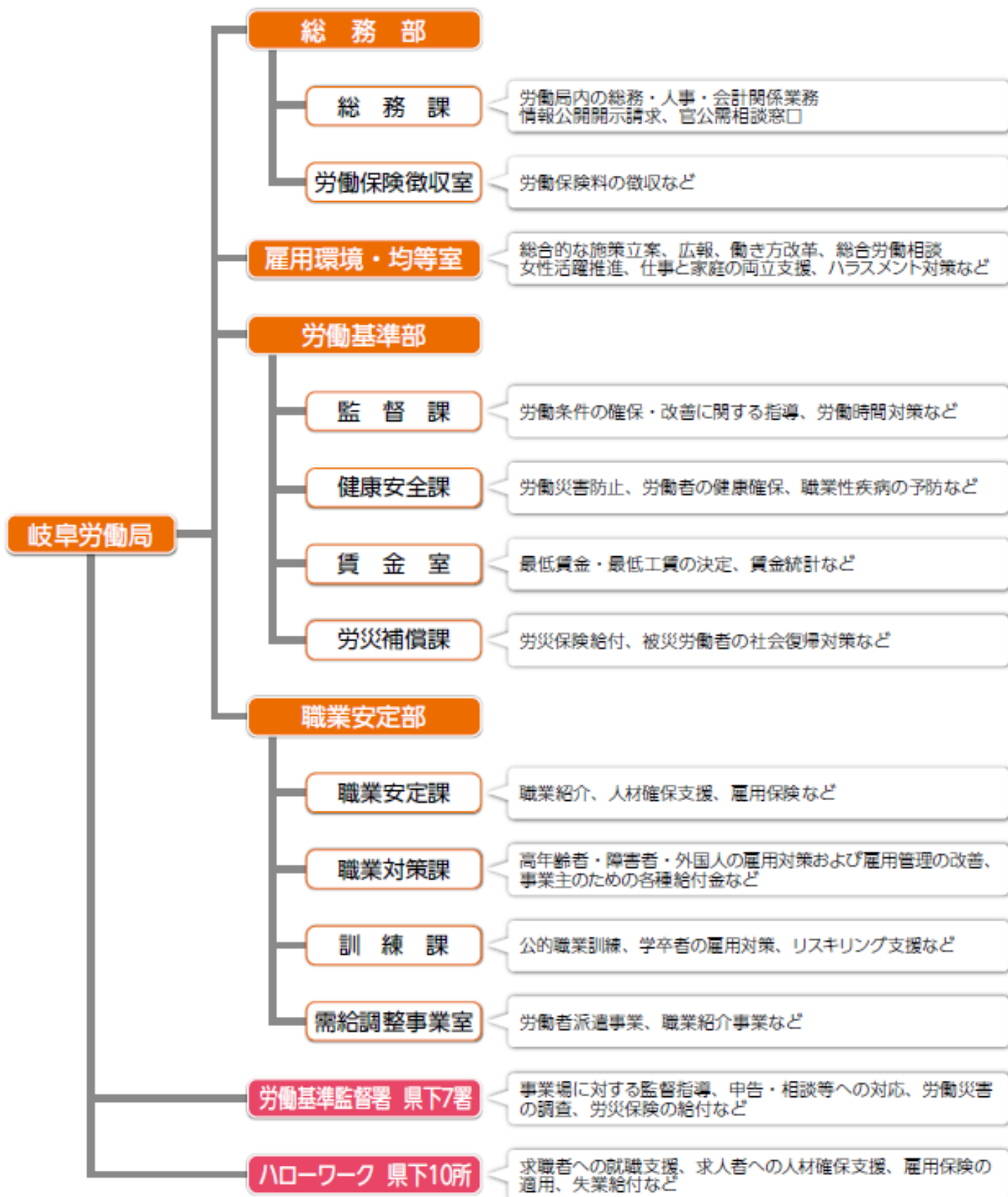
I	岐阜労働局の組織と所掌事務	●
II	令和 8 年度岐阜労働局行政運営方針	●
III	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援	●
IV	リ・スキリング、労働移動の円滑化	●
V	人手不足対策	●
VI	多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組	●
VII	労働保険適用徴収業務の適正な運営	●

 厚生労働省

岐阜労働局

I 岐阜労働局の組織と所掌事務

岐阜労働局は、雇用環境・均等、労働基準、職業安定、人材開発の4行政を中心とする地方労働行政を総合的に推進するための国（厚生労働省）の機関です。また、労働基準監督署及びハローワークは、労働局の出先機関です。



II 令和8年度岐阜労働局行政運営方針

岐阜県の令和7年の有効求人倍率は、1.45倍と全国的にも高水準で推移し、多くの企業で人手不足感が続いています。

今後、生産年齢人口の減少に伴う人手不足の問題がさらに深刻化することが予想される中、一人一人が、その能力を十分に発揮し活躍することが不可欠です。このため、労働生産性の向上や、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材が活躍できる職場づくりを進めると同時に、物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備を進めることが今後ますます求められます。

岐阜労働局では、労働関係法令の遵守を図ることとあわせて、事業主の各種取組や労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、労働基準監督署及びハローワークと一体となって総合労働行政機関としての機能を発揮し、地方公共団体、労使団体、関係機関とも連携のうえ効果的・効率的な行政運営を図ります。

III 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 最低賃金引上げに取り組む企業の生産性向上に向けた支援

生産性向上（設備・人への投資等）や非正規雇用労働者の処遇改善等を通じ、賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの周知を行います。

また、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう情報提供を行うとともに、「ぎふ働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業主を支援します。

あわせて監督署において、地域の賃金や企業の好事例取組等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げの支援等を行います。

加えて、地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、地方版政労使会議等を開催し、意見交換を行うなど、賃上げに向けた機運の醸成に努めます。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

雇用・経済動向、地域の実情等を踏まえ、充実した審議が尽くされるよう岐阜地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、改正最低賃金額を広く県民に周知するため、地方公共団体の広報誌掲載等、多くの行政機関・労使団体等と連携を図り、効果的な周知・広報に取り組めます。

加えて、最低賃金の履行確保を図るため、問題のある業種及び事業場を的確に捉え監督指導を重点的に実施します。



岐阜労働局
最低賃金特設ページ



地域別最低賃金	最低賃金額 (時間額)	改正発効日
岐阜県最低賃金	1, 0 6 5 円	令和7年10月18日
特定（産業別） 最低賃金	最低賃金額 (時間額)	改正発効日
岐阜県自動車・同附属品 製造業最低賃金	1, 1 1 7 円	令和7年12月21日

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金等について企業から情報提供を受けることにより、パートタイム・有期雇用労働法の報告徴収や労働者派遣法の指導監督を効率的に行い、是正指導の実効性を高めます。また、不合理な待遇差の解消に向けた取組を要請するとともに、支援策の周知により、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

加えて、同一労働同一賃金ガイドライン等が改正された場合には、その円滑な施行・適用に向けて、改正内容について労使等の関係者に十分に理解されるよう、周知・啓発に取り組みます。

パートタイム・有期雇用
労働法キャラクター
「ハロちゃん」



◀同一労働同一賃金
ガイドライン

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「正社員化コース」及び「賃金規定等改定コース」や、いわゆる「年収130万円の壁」への対応として令和7年7月に新設した「短時間労働者労働時間延長支援コース」などの各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

また、「ぎふ働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する個別相談やコンサルティング、セミナーの実施など、非正規雇用労働者の処遇改善等に向けたきめ細かな支援に連携して取り組みます。

IV リ・スキリング、労働移動の円滑化

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

教育訓練給付金の拡充及び理由を問わず電子申請を行うことができることについて引き続き積極的な周知を図ります。

雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する「教育訓練休暇給付金」等について引き続き周知を図ります。

(2) 求職者支援制度の活用促進

求職者支援制度について、就職可能性等を踏まえた適切な訓練の受講勧奨が行えるよう、職員の知識向上に努めるとともに、部門間の連携の強化や訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチング機能の向上に係る取組を積極的に推進します。

再就職・転職・スキルアップを支援

求職者支援制度

月10万円
給付金

無料の
職業訓練

就職
サポート

(3) 公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成支援

ハローワークにおいて、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、再就職の実現を図ります。



ハロートレーニング



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

(4) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金について、令和8年4月施行の改正事項について積極的な周知を図ります。

また、事業展開等リスキリングコースについては、適正な執行にも留意しつつ早期に支給出来るよう迅速な審査を行います。

**新規事業展開やDX推進等の人材育成に
「人材開発支援助成金」が活用できます
～ 「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内～**

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスキリング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

支給対象

対象者 事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

助成金の詳細はこちら → 

- 訓練**
- ① 訓練時間数が10時間以上であること
 - ② OFF-JT（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
 - ③ 職務に関連した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練であること

- i. 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練
- ii. 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

2 労働移動の円滑化

(1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

「job tag（職業情報提供サイト）」及び「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagの積極的な周知を行います。

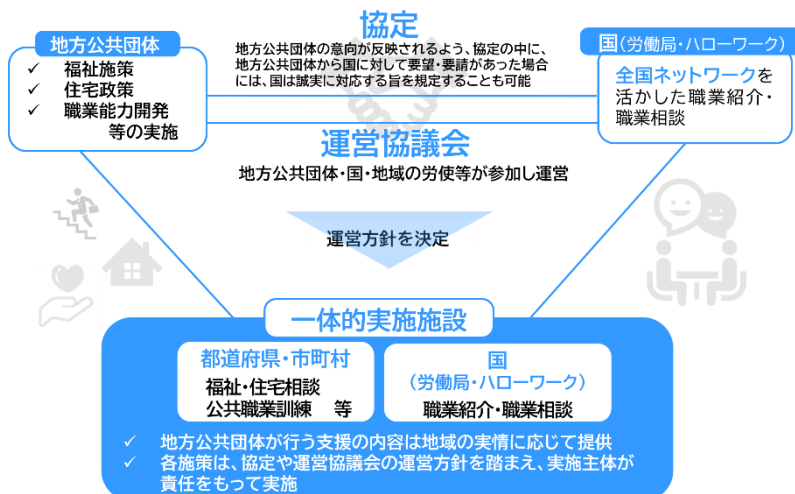


(2) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワーク職員に対し、キャリアコンサルタントの資格取得を促進します。加えて、より多くの求職者に対して、ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS等を活用し、周知・広報に取り組みます。

(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体の取組と連携

国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、希望する地方公共団体においては当該団体が行う業務と国が行う無料職業紹介を一体的に実施します。



(4) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

岐阜県内への就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を行い、近隣労働局等と連携した就職支援を実施します。



V 人手不足対策

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。

(2) 人材不足分野等における重点的な人材確保支援

医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野など人材不足分野のマッチング支援を強化するため、関係機関等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、ハローワーク岐阜に設置した「人材確保・就職支援コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

また、特に公定価格で運営される医療・介護・保育分野については、全てのハローワークにおいて、事業所へのアウトリーチ支援や関係団体との連携を強化します。

加えて、社会保険労務士等を活用した雇用管理改善のコンサルティング等の活用を促すことにより、更なる求人充足支援に取り組みます。



(3) 雇用仲介事業者への対応

職業紹介事業者については、「人材サービス総合サイト」における就職状況や離職状況、職種毎の平均手数料率実績等の公開を義務化しており、適切に履行されるように取り組めます。

いわゆる「スポットワーク」の雇用仲介事業者についても、寄せられた情報を基に必要な対応、指導を行います。



人材サービス総合サイト

(4) 課題解決型支援事業による人材確保支援

ハローワーク大垣に「課題解決支援チーム（仮称）」を設置し、地域の人手不足事業所等に対する人材確保支援コンサルティングを含む分野別のマッチング支援を実施するとともに、ノウハウの蓄積・横展開によるハローワーク全体の求人充足支援機能の更なる向上を図ります。

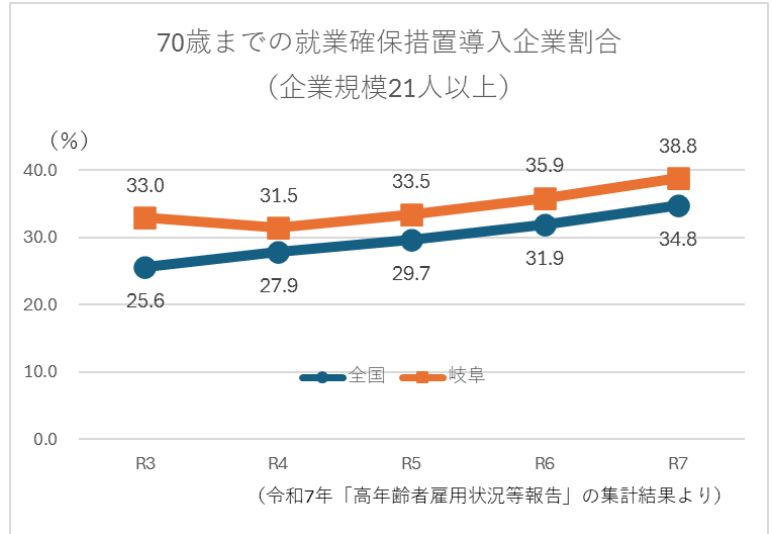
VI 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の活躍促進

働く意欲のある高齢者が経験や知見を活かし、年齢にかかわらず活躍できるよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とも連携し、高齢者雇用施策の更なる周知・啓発に努め、70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図ります。

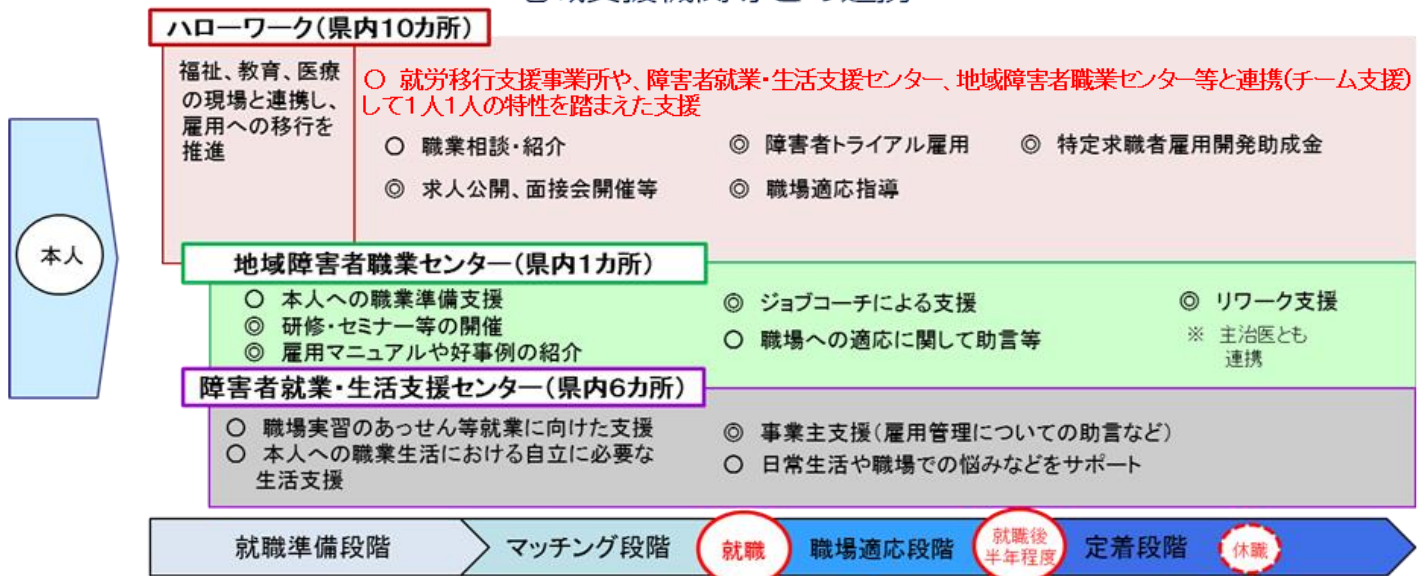
また、県内5か所のハローワーク（岐阜、大垣、多治見、高山、関）に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者向けの求人開拓や雇用情報の提供、マッチングの強化など、総合的な就労支援を行います。



(2) 障害者の就労支援

令和8年7月の法定雇用率の更なる引上げにより、障害者雇用の機運が更に高まることが見込まれることから、公務部門を含む雇用率未達成企業等に対する啓発・助言・指導に取り組むとともに、障害者である求職者に対しては、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施します。加えてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

地域支援機関等との連携

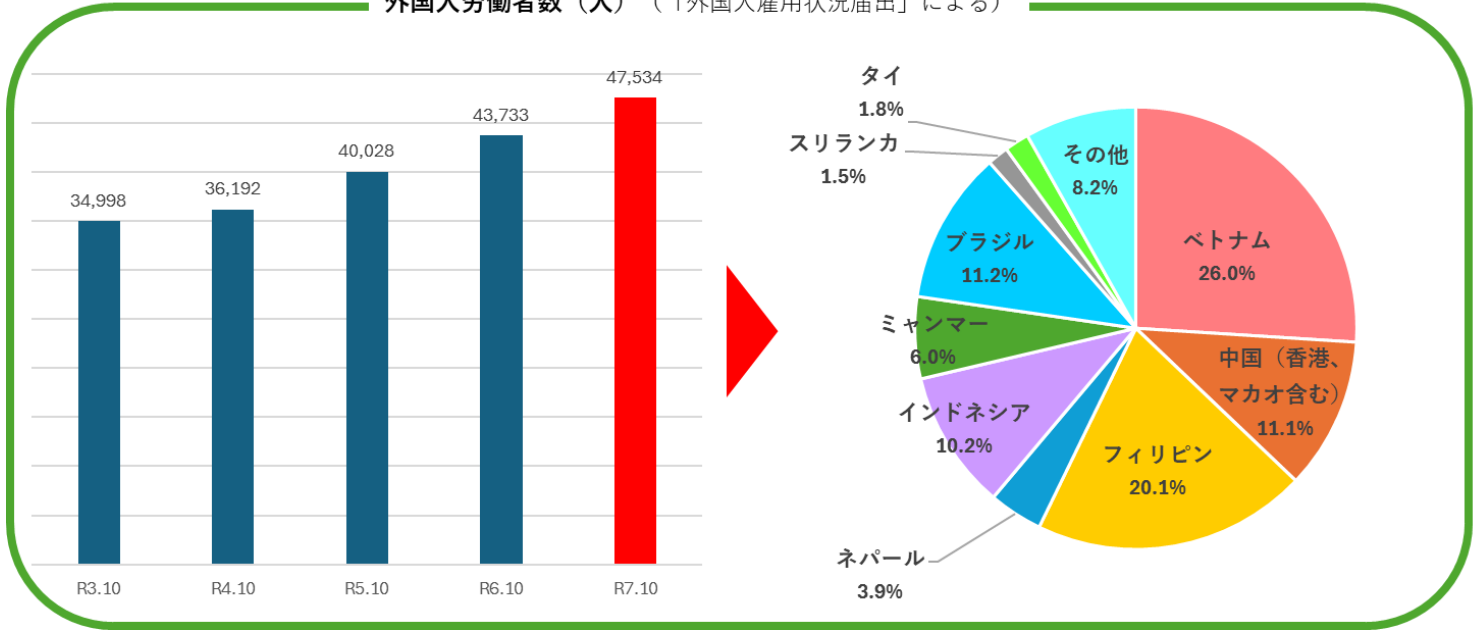


(3) 外国人求職者への就職支援等

県内5か所のハローワーク（岐阜、大垣、多治見、関、美濃加茂）に設置する外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による早期再就職の支援や安定的な就労の確保に向けた支援を行うとともに、岐阜新卒応援ハローワーク及びハローワーク大垣に設置する留学生コーナーにおいて、大学等のキャリアセンター等と連携しつつ、留学早期からの情報提供等の支援を行います。

また、外国人労働者が多国籍化していることから、外国人労働者を雇用する事業所に対しては、事業所訪問指導に加え、雇用管理セミナーの積極的な開催等により、適正な雇用管理に関する助言・援助等を実施するとともに、外国人雇用状況届出制度の履行確保に取り組みます。

外国人労働者数（人）（「外国人雇用状況届出」による）



(4) 就職氷河期世代を含む中高年層の就労支援

ハローワーク岐阜に設置する「キャリアアップコーナー」を中心として、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した支援を実施します。

35歳～59歳の方の就労を応援する

キャリアアップコーナー

利用のご案内

キャリアアップコーナーでは35歳～59歳の方の就職・正社員化・多様な社会参加を支援しています。キャリアアップコーナーを活用し、正社員を目指しませんか？

キャリアアップコーナーの主な支援内容

- ★担当者による個別支援
- ★応募書類作成
- ★面接トレーニング
- ★生涯生活設計の相談
- ★ミドルシニア限定・歓迎求人等の紹介

支援対象となる方

- ① 35歳以上59歳以下の方
- ② 安定した就労経験が少ない方
- ③ 正社員として在職中でない方
- ④ 正社員を希望する方

(5) 若者の就労支援

学校と新卒応援ハローワーク等の情報共有により、支援対象者を早期に把握するとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな就職支援を実施します。

正社員就職を希望する若者（35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者）を対象に、わかもの支援コーナー等に配置する就職支援ナビゲーターによるきめ細かな個別支援を通じて正社員就職の実現を図ります。

対象者
正社員を目指す
おおむね35歳未満の方

ハローワーク岐阜

岐阜わかもの支援コーナー

対面・オンラインでの就職相談

- 求人情報の提供
- 応募書類の添削
- 面接対策
- 職業適性診断
- 就職に役立つセミナー

ご利用のご案内

ご利用は無料です。
予約相談となりますので、まずはお気軽に電話にてお問い合わせください。

〒500-8844
岐阜県岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング3F 東棟2階
【岐阜新卒応援ハローワーク専用】

利用時間 月～水 10:00～18:00
木 10:00～19:00
（土・日・祝日・年末年始はお休みです。）

お問い合わせ ☎ 058-264-7556

大学院・大学・短大・専門学校等の学生の方やこれら
学校及び高校、中卒を卒業して3年以内のみなさまへ

厚生労働省 岐阜労働局
岐阜新卒応援ハローワーク

毎年、多くの学生の就労を全力で応援しています！
あなたも「岐阜新卒応援ハローワーク」を利用して、満足できる就職活動をしよう！ 就職に関することなら何でも相談できます。ぜひ、ご利用ください！

個別相談

自分にどんな会社か
合うかわからない！

オンライン
対応

とにかかえ...
面接が不安...

面接やEが
難しい！

就職を本格的に
検討したい！
求人はどうやって
探せばいいの？

希望職種や
希望給与も
すべて無料

公務員志望の方も！

【お問合せ/予約申込み】
岐阜新卒応援ハローワーク
電話 ☎ 058-264-7550
〒500-8844
岐阜市吉野町6丁目31番地スカイウイング3F 東棟2階
利用時間 10:00～18:00(月～水・木) 10:00～19:00(木)

2 女性活躍推進に向けた取組促進等

(1) 女性活躍推進に向けた取組及び女性の健康上の特性に係る取組の推進等

男女雇用機会均等法について、報告徴収等の実施により、性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、法の着実な履行確保を図ります。

改正女性活躍推進法が令和8年4月1日から施行されることから、その改正内容等について労使に十分に理解されるよう周知に取り組み、あわせて「女性の活躍推進企業データベース」の活用勧奨を図ります。また、計画的な報告徴収等の実施により、改正法の内容も含めた女性活躍推進法の確実な履行確保を図ります。さらに、優良な企業に対して、「えるぼし」認定取得に向けた働きかけを行います。

加えて、女性が健康で能力を発揮できる職場環境整備を進めるため、改正された事業主行動計画策定指針に基づき企業の取組を促すとともに、新設された「えるぼしプラス」認定制度の周知と取得勧奨、両立支援等助成金の活用を通じて女性の健康課題への取組を推進します。



女性の活躍推進
企業データベース



働く女性の心と
体の応援サイト

■えるぼし認定状況（令和7年12月末）
（複数の段階で認定している企業は高位で集計。）



えるぼし3段階目	27社
えるぼし2段階目	7社
えるぼし1段階目	1社

■えるぼしプラス



(2) マザーズコーナーによる子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の女性等を対象とした専門窓口として県内4か所のハローワーク（岐阜、大垣、多治見、高山）に設置したマザーズコーナーにおいて、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、関係機関と連携したアウトリーチ型支援を実施します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人確保及びオンラインによる各種就職支援サービスの利用を促進します。



3 総合的なハラスメント防止対策の推進

(1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

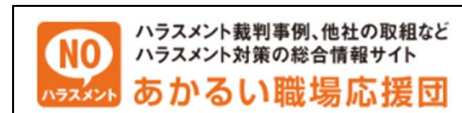
パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図ります。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。

(2) カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の推進

令和7年6月に改正労働施策総合推進法等が成立し、事業主に対して、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が令和8年10月1日から義務付けられることとなったことを踏まえ、改正内容について労使に十分に理解されるよう、周知に取り組むとともに、施行後は、カスタマーハラスメント防止指針や求職者等に対するセクシュアルハラスメント指針等に基づき、着実な履行確保を図ります。

また、事業主に対して、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の企業向け研修動画及び各種ツールの活用促進を図り企業の取組を促します。



4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

① 育児・介護休業法等の周知及び履行確保
令和7年4月と10月に段階的に施行されている改正育児・介護休業法について、報告徴収等の実施により着実な履行確保を図るとともに、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。

また、両立支援等助成金の支給により、仕事と育児・介護が両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援します。

次世代育成支援対策推進法について、義務企業の届出等の徹底を図るとともに、優良企業に対する「くるみん」認定について周知し、認定取得に向けた働きかけを行います。

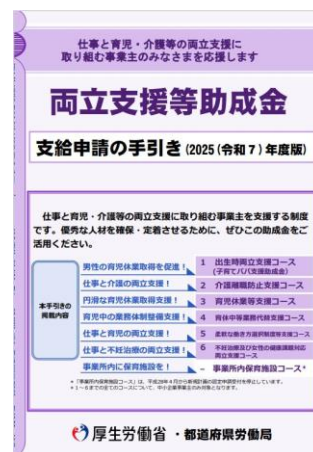
加えて、不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の制度の周知と取得勧奨を行うとともに、両立支援等助成金の活用も促し、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備を推進します。

② 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」について、引き続き周知に取り組むとともに、円滑な支給に努めます。

■ くるみん認定状況 (令和7年12月末)

プラチナくるみん認定	7社
くるみん認定	80社
プラス認定	3社



(2)多様な働き方の実現に向けた環境整備

短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度及び選択的週休3日制度について、事例の提供等による更なる周知等を行います。

育児・介護休業法の改正により、令和7年4月から、育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務化されたことも踏まえ、適切な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図ります。

勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進など、企業の働き方・休み方改善を進めるため、専門家による訪問コンサルティング、働き方・休み方改善ポータルサイトの活用周知、働き方改革推進支援助成金による支援を行います。



(3)新はつらつ職場づくり推進事業

誰もがはつらつと働くことができる職場づくりを目指し、労使がともに取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」を引き続き推進します。



5 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

令和8年度も監督署の「労働時間・相談支援班」において説明会の開催、中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法の周知等きめ細かな支援を行います。

また、11月の過労死等防止啓発月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、労働局長によるベストプラクティス企業への訪問、過重労働解消のためのセミナー等を実施するとともに、長時間労働が疑われる事業場への重点監督を実施します。

基本的な労務管理体制に問題を抱える中小企業に対して「ぎふ働き方改革推進支援センター」による支援を行います。

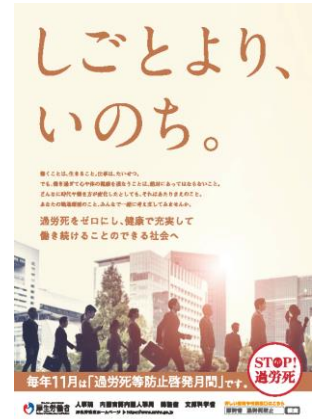
さらに、生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小規模の事業場に対しては、「働き方改革推進支援助成金」の活用を勧奨します。

① 建設業、自動車運送業等における労働時間短縮等に向けた支援

建設業、自動車運転者及び医師については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となっていることを踏まえ、上限規制特別サイト「はたらきかたススめ」等を通じ、引き続き周知を行います。

建設業、自動車運転者については、発注者や発着荷主といった取引関係者に対して、関係省庁とも連携しながら、労働時間短縮や長時間の恒常的な荷待ち時間の解消を要請します。

医師については、岐阜県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関への適切な支援を行います。



荷主企業への要請



特設サイト「はたらきかたススめ」

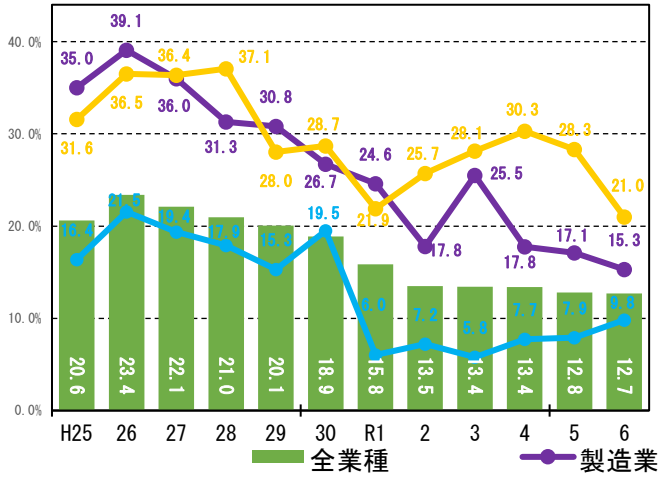


② 長時間労働の抑制に向けた監督指導

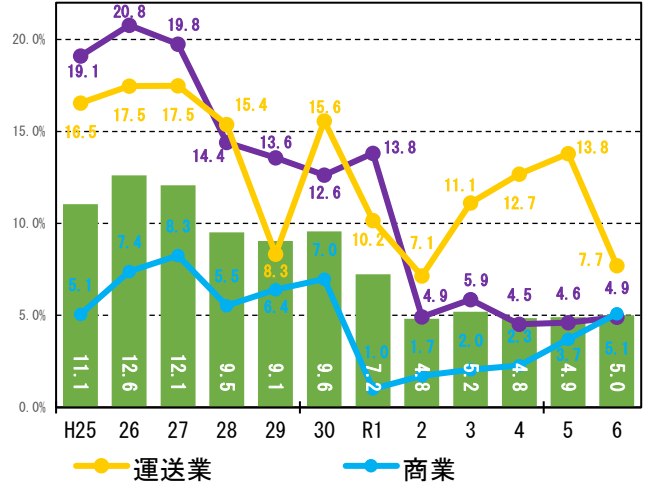
過重労働による健康障害防止のため、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。

長時間労働の労働者がいる事業場の割合

月80時間超～100時間未満

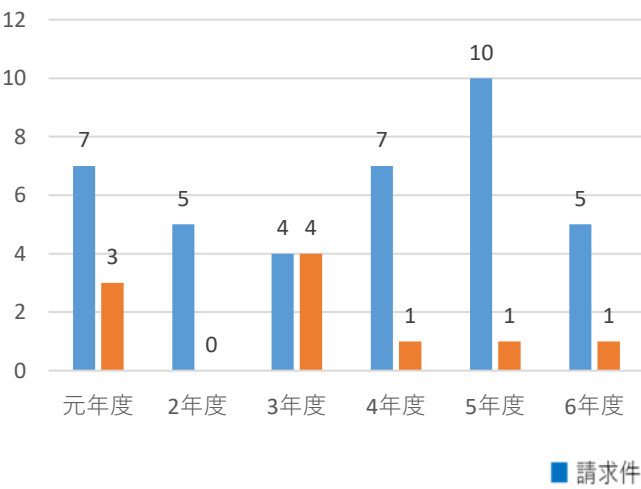


月100時間以上

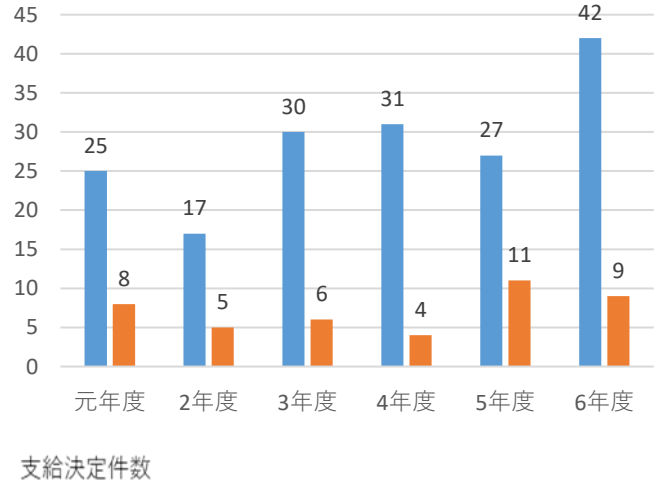


過労死等に係る労災請求の状況 (岐阜県)

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害の労災補償状況



(2) 労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

事業場における基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立、定着させ、法定労働条件を確保します。

法違反が疑われる事業場に対しては、監督指導を行うとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、学生等の若者への労働法の周知のため、地元大学等と連携し、労働法講義やメールマガジン等の配信等により若年層への理解促進を図ります。



確かめよう労働条件
労働条件に関する総合サイト

② 特定分野における労働条件の確保

技能実習生等の外国人労働者、自動車運転者及び障害者の法定労働条件確保のため、引き続き関係機関と連携して労働基準関係法令の周知を図るとともに、法違反の疑いがある事業場に対して監督指導等を実施します。

③ いわゆる「スポットワーク」に係る対応

「スポットワーク」を利用する際の留意事項をリーフレットを活用して周知するとともに、監督署に相談等が寄せられた場合には丁寧に対応します。



いわゆる「スポットワーク」の留意事項等／厚生労働省HP

④ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の促進

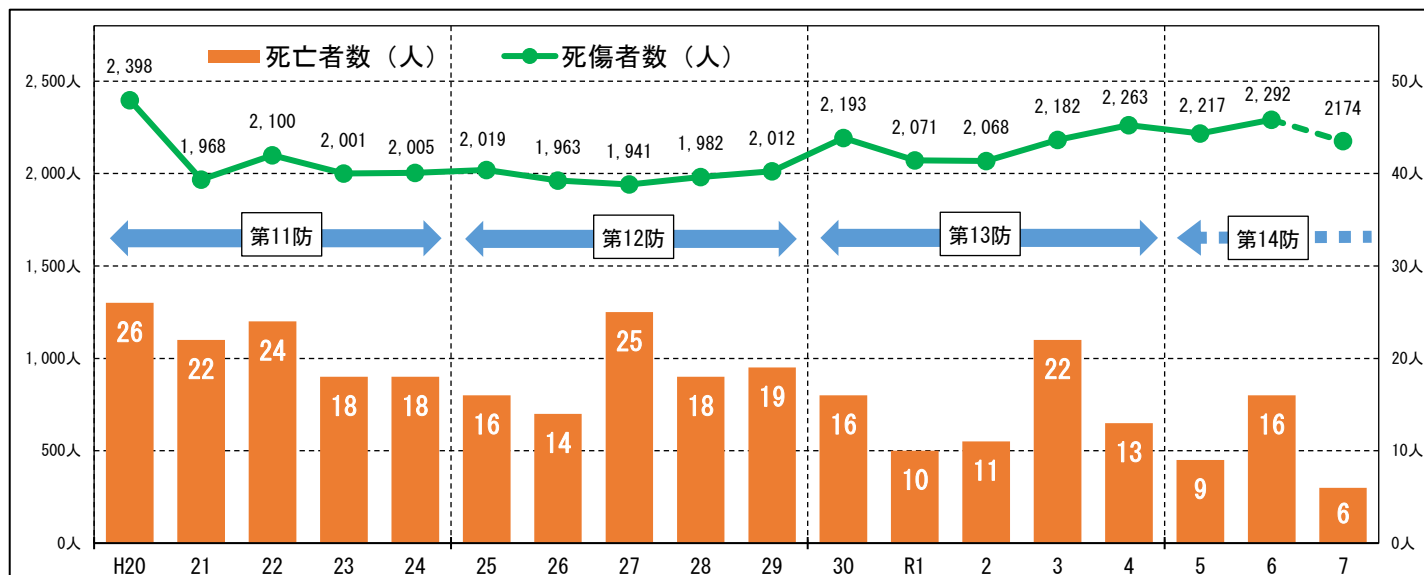
「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合は、司法処分を含め厳正に対処します。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境を推進するため、第14次労働災害防止推進計画（令和5年度から令和9年度まで）の目標達成に向け、労働災害防止対策、健康障害防止対策等に取り組みます。

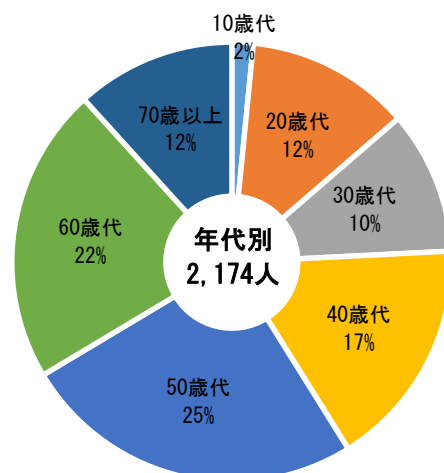
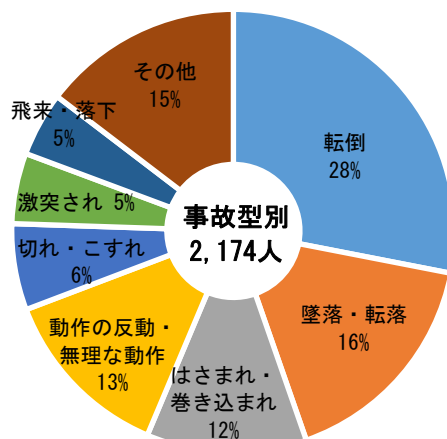
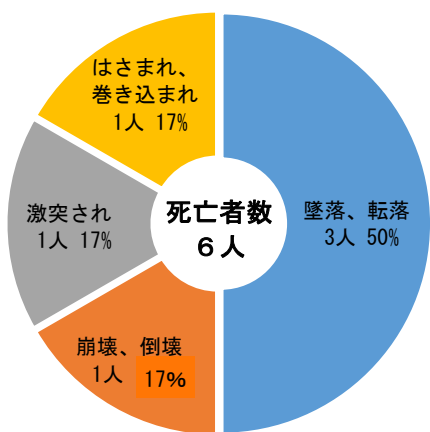
労働災害発生状況の推移

労働者死傷病報告による（新型コロナウイルス感染症によるものを除く。）
※R7は令和8年1月末の速報値による



R 7年 死亡災害（事故型別）

R 7年 死傷災害（事故型別、年代別）



※災害統計の数字は、現行の締切日に合わせて、その時点の最新の数値に更新する。

令和7年労働災害統計 R8.2月末速報値：R8.3/11（水）～12（木）に速報値集計

①改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

多様な人材が安全、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、令和8年から段階的に施行されている労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（以下「改正安衛法等」という。）の円滑な施行に向けた周知と履行の確保に取り組みます。

加えて、改正労働施策総合推進法により事業主の努力義務となった「治療と就業の両立支援指針」についての周知啓発や、事業主等に対する指導・援助等に取り組みます。

②第14次労働災害防止計画に基づく取組の推進

改正安衛法等により、令和8年4月から高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業管理等の措置が事業者の努力義務とされ、措置の適切な実施のため「高齢者の労働災害防止のための指針」の周知・指導を行います。建設業、造船業、製造業の元方事業者が行う統括管理の対象等に、個人事業者等を含む作業従事者が追加され、注文者や機械等貸与者等が講ずべき措置の対象にも個人事業者等が含まれることになり、これら措置の履行確保に取り組みます。

各災害防止関係団体等と協力し、製造業については「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づきリスクアセスメントの確実な実施を促進します。また、陸上貨物運送事業については「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」、建設業については、墜落・転落災害防止のため関係法令やガイドライン、林業については「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」の周知・指導を行います。



③労働者の健康確保対策の推進

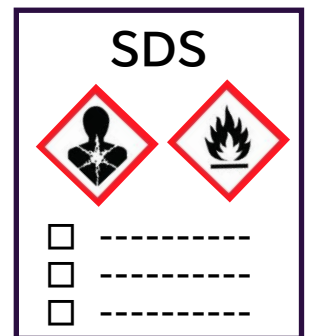


改正安衛法により50人未満の小規模事業場においてもストレスチェックの実施が義務となるため、周知・支援を行います。この義務化に際し、中小企業・小規模事業者が円滑に対応できるように、岐阜産業保健総合支援センターが行う研修、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援対策の個別訪問支援、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援等について利用勧奨を行います。

④化学物質等による健康障害防止対策

化学物質の自律的管理に係る安衛関係法令が令和6年4月から施行されましたが、その対象化学物質（約2,900物質）が拡大されることから、化学物質の譲渡・提供者による危険・有害性情報の表示及び通知の交付等や事業者によるリスクアセスメントの実施の履行確保に取り組みます。

さらに、建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、解体等対象建築物等に対応した講習の修了者による石綿等の使用の有無に係る事前調査の実施の徹底を図ります。



令和7年6月の安衛規則の改正により、事業者には熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処するため、熱中症の自覚症状がある場合等の報告体制の整備、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及びこれらの関係労働者への周知の措置が義務付けられています。これら改正内容の周知及び履行確保に引き続き取り組むとともに、「熱中症防止のためのガイドライン」の普及に努めていく方針です。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結するよう迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期します。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案について、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

また、労災保険の窓口業務については、引き続き、認定基準に定める要件を含め相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

6 フリーランス等の就業環境の整備

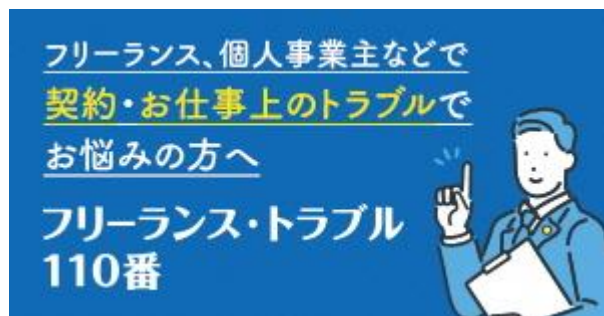
(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

フリーランス（フリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定受託事業者）から本法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、昨年度に引き続き、本法の着実な履行確保を図ります。

また、フリーランスから発注者との間の取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

さらに、監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。

また、被用者保険の更なる適用促進を図るため、監督署において労働基準法上の労働者と判断した事案については、日本年金機構年金事務所及び労働局労働保険適用徴収部門への情報提供を徹底します。



1 労働保険の未手続事業一掃対策

労働保険の未手続事業の把握と加入勧奨、手続指導を労働保険未手続事業一掃業務（委託事業）の受託事業者と連携して行い、加入勧奨に応じない未手続事業主に対しては、労働局による手続指導及び職権による成立手続を行い、保険料を徴収します。

2 収納未済歳入額の縮減

労働保険料等の収納率の向上を重要課題とし、高額滞納事業主、複数年度にわたる滞納事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施します。

法定納付期限内の確実な納付や、納付事務の負担軽減につながる口座振替制度について、より一層の周知を図り利用促進に取り組みます。

3 電子申請の利用促進

事業主が行う労働保険の各種手続において、電子申請の利用を勧奨するとともに、ホームページへの掲載や関係団体に対する協力要請など、あらゆる機会を通じて周知を図ります。



厚生労働省ホームページ
「労働保険の適用・徴収」

労働保険に入っていれば...

POINT 1 会社も安心。

POINT 2 働く人も安心。

POINT 3 働く人の家族も安心。

電子申請なら
24時間、365日
いつでも手続可能!
口座振替納付も便利

はたらく安心、つなぐ安心。
労災保険 雇用保険

労働保険

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

各種相談窓口のご案内

令和8年4月1日現在

●総合労働相談窓口

名 称	電話番号	所在地等
岐阜労働局総合労働相談コーナー	(058)245-8124	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階
岐阜総合労働相談コーナー(岐阜労働基準監督署内)	(058)207-0068	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階
大垣総合労働相談コーナー(大垣労働基準監督署内)	(0584)80-5078	大垣市藤江町1-1-1
高山総合労働相談コーナー(高山労働基準監督署内)	(0577)32-1180	高山市花岡町3-6-6
多治見総合労働相談コーナー(多治見労働基準監督署内)	(0572)88-8001	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎3階
関総合労働相談コーナー(関労働基準監督署内)	(0575)22-3251	関市西本郷通3-1-15
恵那総合労働相談コーナー(恵那労働基準監督署内)	(0573)26-2175	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎2階
岐阜八幡総合労働相談コーナー(岐阜八幡労働基準監督署内)	(0575)65-2101	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎3階

●自治体と連携した相談窓口(ふるさとハローワーク、一体的実施窓口)

名 称	開設日/時間	電話番号	所在地等
シティハローワーク各務原(ふるさとハローワーク各務原)	月～金/9:30～17:00	(058)371-3335	各務原市那加桜町2-186 各務原市産業文化センター5階
下呂市地域職業相談室(ふるさとハローワーク下呂)	月～金/9:00～17:00	(0576)52-1365	下呂市萩原町萩原1166-8 星雲会館4階
ハローワーク岐阜 藪田サテライト	月～土/9:15～18:00	(058)278-0525	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階
はたらき支援ルーム(生活保護受給者等対象)	月～金/8:45～17:30	(058)214-6157	岐阜市司町40-1 岐阜市役所3階
ワークプラザおおがき	月～金/8:30～17:15	(0584)47-7571	大垣市丸の内2-29 大垣市役所6階
ワークサロンたかやま	月～金/8:30～17:15	(0577)62-8486	高山市花岡町2-18 高山市役所2階

●外国人労働者の相談窓口

【外国人労働者の労働条件相談(ポルトガル語・スペイン語・中国語・タガログ語)】

名 称	対応言語	開設日/時間	電話番号	所在地等
岐阜労働局労働基準部 監督課	ポルトガル語 スペイン語	月～金/9:30～16:00	(058)245-8102	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階
岐阜労働基準監督署	中国語	月火・木金/9:00～16:00	(058)247-2368	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階
多治見労働基準監督署	タガログ語	木・金/9:00～16:00	(0572)88-8001	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎3階

【外国人を対象にした職業相談(ポルトガル語・中国語・タガログ語・英語)】

※合法的に就労ができる外国人の方の職業相談の窓口

名 称	対応言語	開設日/時間	電話番号	所在地等
ハローワーク岐阜 GAIKOKUJINコーナー	ポルトガル語 中国語 タガログ語	月～金/9:00～16:30	(058)206-5063	岐阜市五坪1-9-1
ハローワーク大垣 外国人コーナー	ポルトガル語 中国語 英語	月～金/9:00～16:00 月・火・木・金/9:00～16:00 火/9:00～16:00	(0584)80-5061	大垣市藤江町1-1-8
ハローワーク多治見 外国人雇用サービスコーナー	ポルトガル語 タガログ語 英語	月～金/9:00～17:00	(0572)22-3384	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎1階
ハローワーク関 外国人雇用サービスコーナー	ポルトガル語	月～木/9:00～17:00	(0575)22-3223	関市西本郷通4-6-10
ハローワーク美濃加茂 外国人雇用サービスコーナー	ポルトガル語 タガログ語	月～金/9:00～16:30	(0574)25-2178	美濃加茂市深田町1-206-9

【市と連携した生活・職業相談コーナー(ポルトガル語・タガログ語)】

名 称	対応言語	開設日/時間	電話番号	所在地等
可児外国人ワンストップ雇用サービスコーナー	ポルトガル語 タガログ語	月～金/9:00～17:00	(0574)63-5586	可児市広見1-5 可児市総合会館1階
ワークプラザおおがき	ポルトガル語	水(第1、3週)/9:00～16:00	(0584)47-7571	大垣市丸の内2-29 大垣市役所6階

●正社員を目指す若者を対象とした相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名 称	開設日/時間	電話番号	所在地等
岐阜わかもの支援コーナー	月・火・木・金/10:00～18:00 水/10:00～19:00	(058)264-7556	岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37東棟2階

●ハローワーク多治見庁舎外窓口 ※職業紹介サービス及び雇用保険の失業給付(可児市・可児郡に居住の方)の申請等

名 称	開設日/時間	電話番号	所在地等
ハローワークプラザ可児	月～金/9:00～17:15	(0574)60-5585	可児市広見1-5 可児市総合会館1階

●学生及び卒業後3年以内の既卒者を対象とした相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

大学等の卒業予定者及び卒業後3年以内の既卒者を対象

【求人情報の提供、職業相談、援助、あっせん／職業適性診断】

名 称	開設日／時間	電話番号	所在地等
岐阜新卒応援ハローワーク	月・火・木・金／10:00～18:00 水／10:00～19:00	(058)264-7550	岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37東棟2階(JR岐阜駅前)

●子育てをしながら就職を希望される方を対象とした相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名 称	開設日／時間	電話番号	所在地等
マザーズコーナー岐阜	月～金／8:30～17:15	(058)249-2755	岐阜市五坪1-9-1 ハローワーク岐阜内
マザーズコーナー大垣		(0584)77-5178	大垣市藤江町1-1-8 ハローワーク大垣内
マザーズコーナー多治見		(0572)22-3384	多治見市音羽町5-39-1 ハローワーク多治見内
マザーズコーナー高山		(0577)32-5433	高山市昭和町2-220 ハローワーク高山内

●高齢者(65歳以上)を対象とした相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名 称	開設日／時間	電話番号	所在地等
ハローワーク岐阜 生涯現役支援窓口	月～金／8:30～17:15	(058)206-5064	岐阜市五坪1-9-1
ハローワーク大垣 生涯現役支援窓口		(0584)73-9295	大垣市藤江町1-1-8
ハローワーク多治見 生涯現役支援窓口		(0572)22-3384	多治見市音羽町5-39-1
ハローワーク高山 生涯現役支援窓口		(0577)32-1144	高山市昭和町2-220
ハローワーク関 生涯現役支援窓口		(0575)22-3223	関市西本郷通4-6-10

●人手不足分野(医療・福祉・建設・警備・運輸)における人材確保支援相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名 称	開設日／時間	電話番号	所在地等
人材確保・就職支援コーナー (医療・福祉・建設・警備・運輸分野)	月～金／8:30～17:15	(058)247-3213	岐阜市五坪1-9-1 ハローワーク岐阜内

●各種相談窓口

名 称	電話番号	業務内容
ぎふ働き方改革推進支援センター	0120-226-311	中小企業・小規模事業者等を中心に、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現などに向けた取組を、労務管理等の専門家が支援
岐阜県医療勤務環境改善支援センター	(058)272-8254	医師・看護師等の離職防止・定着促進のため、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポート
医療労務管理相談コーナー	(058)213-6724	医師の時間外労働の上限規制への円滑な対応など、医療従事者の勤務環境の改善が促進されるよう、医療機関の労務管理に精通した専門家が支援
岐阜県中小企業総合人材確保センター	(058)278-1146	中小企業等の人材確保に関する相談 企業と求職者のマッチング支援
岐阜県障がい者雇用企業支援センター	(058)215-0582	障がい者の雇用や職場定着に関する企業からの相談
岐阜県総合人材チャレンジセンター	(058)278-1149	求職者(Uターン希望者を含む)の就職支援センター
岐阜県女性の活躍支援センター	(058)214-6431	再就職に向けた就労・子育て等の相談(毎週水曜日は「キャリア☆ナビDAY」再就職等準備相談、プチ講座、交流会の実施)
岐阜県若者サポートステーション	(058)216-0125	無職状態から、社会的・職業的自立を目指す若者やその保護者への相談・支援
飛騨高山サテライト	(0577)35-4770	
(公社)岐阜県労働基準協会連合会	(058)270-0380	労務管理・産業安全及び労働衛生等に関する講習会や労働条件の適正化等の支援、心と体の健康づくりをサポートする健康診断・作業環境測定・THP等の相談
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜	ポリテクセンター (0572)54-3162	離職者の早期再就職に向けた職業訓練の実施、在職者の職業訓練や従業員の能力開発に関する相談・援助、求職者支援制度での職業訓練の実施に関する支援
岐阜職業訓練岐阜センター	岐阜事務所 (058)265-5800	
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜障害者職業センター	(058)231-1222	障害者の方々に対する職業相談・職業準備などの援助、事業主の方々に対する障害者の雇入れや雇用管理に関する相談・支援
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部高齢・障害者業務課	(058)265-5823	高齢者の雇用管理・助成金関係等、障害者の雇用促進・雇用納付金・助成金等
(公財)介護労働安定センター岐阜支所	(058)264-6846	介護労働者の雇用管理の改善のための相談援助と雇用管理担当者講習の実施、介護員養成研修と資質向上のための各種講習
(公財)産業雇用安定センター岐阜事務所	(058)246-7060	従業員の出向・再就職支援、求職者のキャリアコンサルティング及び委託訓練・講習等の実施に関する支援

●健康相談・保健指導窓口

産業保健(メンタルヘルス等)に関する様々な問題について、窓口又は電話等による無料相談

名 称	電話番号	所在地等
独)労働者健康安全機構 岐阜産業保健総合支援センター	(058)263-2311	岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル内
地域 窓 口	岐阜地域産業保健センター	(058)255-0373 岐阜市青柳町5-4 岐阜市医師会館内
	西濃地域産業保健センター	(0584)88-1588 大垣市新田町1-8 大垣市医師会館内
	飛騨地域産業保健センター	(0577)35-3218 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階
	東濃地域産業保健センター	(0572)56-1200 土岐市土岐ヶ丘2-12-1 東濃労働基準協会内
	中濃地域産業保健センター	(0575)24-8219 関市平和通6-11-1 ワークプラザ関内
	恵那地域産業保健センター	(0573)68-8153 中津川市茄子川1683-180 恵那医師会館内
	郡上地域産業保健センター	(0575)65-5908 郡上市八幡町小野3-2-13 岐阜八幡労働基準協会内

岐阜労働局のご案内

岐阜労働局トピックス等の情報はインターネットでご覧になれます
<https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/>



岐阜労働局 金竜町庁舎

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階・4階・5階

		電話
総務部	総務課	(058)245-8101
	労働保険徴収室	(058)245-8115
雇用環境・均等室		(058)245-1550
労働基準部	監督課	(058)245-8102
	健康安全課	(058)245-8103
	賃金室	(058)245-8104
	労災補償課	(058)245-8105
	労災補償課医療係	(058)245-8181
職業安定部	職業安定課	(058)245-1311
	職業対策課	(058)245-1314
	訓練課	(058)245-1266
	需給調整事業室	(058)245-1312

岐阜労働局 金町庁舎

〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階

		電話
職業安定部	助成金センター	(058)263-5650
	雇用保険電子申請事務センター	(058)267-5123

岐阜労働局 庁舎の案内図



労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)一覧

	所署名	所在地等	電話	管轄地区
労働基準監督署	岐阜労働基準監督署	〒500-8157 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階	方面 (058)247-2368 安全衛生課 (058)247-2369 労災課 (058)247-2370	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
	大垣労働基準監督署	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-1	方面 (0584)78-5184 安全衛生課 (0584)80-5081 労災課 (0584)80-5082	大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡、揖斐郡
	高山労働基準監督署	〒506-0009 高山市花岡町3-6-6	(0577)32-1180	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡
	多治見労働基準監督署	〒507-0037 多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎3階	監督課 (0572)88-8001 安全衛生課 (0572)22-6382 労災課 (0572)87-6485	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
	関労働基準監督署	〒501-3803 関市西本郷通3-1-15	(0575)22-3251	関市、美濃市、美濃加茂市、加茂郡
	恵那労働基準監督署	〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎2階	(0573)26-2175	恵那市、中津川市
	岐阜八幡労働基準監督署	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎3階	(0575)65-2101	郡上市
ハローワーク(公共職業安定所)	岐阜公共職業安定所	〒500-8719 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎1,2階	(058)247-3211	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
	大垣公共職業安定所	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-8	(0584)73-8609	大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡
	揖斐出張所	〒501-0605 揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	(0585)22-0149	揖斐郡
	多治見公共職業安定所	〒507-0037 多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎1,2階	(0572)22-3381	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
	高山公共職業安定所	〒506-0053 高山市昭和町2-220 高山合同庁舎1階	(0577)32-1144	高山市、飛騨市、下呂市(美濃加茂公共職業安定所の管轄区域を除く。)、大野郡
	恵那公共職業安定所	〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎1階	(0573)26-1341	恵那市
	関公共職業安定所	〒501-3803 関市西本郷通4-6-10	(0575)22-3223	関市、美濃市
	岐阜八幡出張所	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎1階	(0575)65-3108	郡上市
	美濃加茂公共職業安定所	〒505-0043 美濃加茂市深田町1-206-9	(0574)25-2178	美濃加茂市、下呂市のうち金山町、加茂郡
	中津川公共職業安定所	〒508-0045 中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎1階	(0573)66-1337	中津川市

このリーフレットや労働局のことについてのお問い合わせ先

岐阜労働局 雇用環境・均等室 TEL 058-245-1550

令和8年度 岐阜県雇用対策協定 事業計画概要

実施業務（岐阜県）

重点取組事項

実施業務（岐阜労働局）

1 企業の人材確保支援

- (1) 県内企業の人材確保対策の推進
- (2) 人手不足分野等における人材確保対策の推進
- (3) 地域のニーズを捉えた能力開発の推進

<共同実施事業>

- 岐阜県と岐阜労働局・ハローワークの一体的実施事業の実施
- 人材確保に資する各種セミナー、面接会、職場見学等の開催
- 地域の訓練ニーズを踏まえた効果的なハポートレーニングの設定

2 働き方改革の推進

- (1) 働き方改革関連法の周知徹底及び魅力ある職場づくりの推進
- (2) 働き方改革に取り組む企業に対する支援
- (3) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (4) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現
- (5) 最低労働条件の確保

<共同実施事業>

- 「地方版政労使会議」等を通じ、賃上げに向けた機運醸成に努める
- 最低賃金に関する周知

- 「岐阜県中小企業総合人材確保センター」における企業の人材確保の個別支援
- 合同企業展の開催
- 「働いてもらい方改革」の浸透を図るため、企業経営者等を対象にした出前講座や交流会を開催
- 県内企業に雇用された若者の奨学金の返還を支援
- 人手不足分野における人材確保に向けた各種セミナー、交流会、職場見学会等の開催
- 県内の幅広い求人ニーズに対応したハポートレーニングの実施

- 県制度融資によるワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業者等への支援
- 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」及び「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」の推進
- 「岐阜県中小企業総合人材確保センター」による正規雇用の促進
- 労働雇用課や各県事務所の「労働相談窓口」において助言や情報提供の実施
- カスタマーハラスメント対策連携会議（仮称）において、現状把握を行うとともに、関係機関との連携を強化

- 合同企業展への参画
- 「働き方改革推進支援センター」において雇用管理改善等の助言提案
- 「人材確保・就職支援コーナー」での求人充足支援と職業相談・紹介の実施
- 医療・介護・保育分野に関心のある求職者の取り込みを進める
- 求人票へ「ぎふ・いきいき介護事業者」「ぎふ建設人材育成リーディング企業」等を記載
- 人材確保対策推進協議会を開催し、関係団体とネットワークを構築
- 求職者に対する適切なハポートレーニングへの受講あっせん

- 新はつらつ職場づくり宣言企業の登録推進
- 働き方改革関連法の周知・指導
- 「働き方改革推進支援センター」による個別相談・セミナー等の実施
- 協定金融機関との連携による支援策の周知
- 育児・介護休業法の履行の確保
- 正社員求人の確保・充足、非正規雇用から正社員への就職支援
- 正社員求人を対象とした面接会の開催
- 職場のハラスメント防止措置の周知、行政指導等による履行確保
- 改正労働施策総合推進法の周知、行政指導等による履行確保

実施業務（岐阜県）

- 男女共同参画に関する講座の開催を希望する企業等に講師を派遣
- 「岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター」における再就職希望者に対する講座、就労、子育て相談等の実施
- 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」及び「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」の推進
- 「岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター」による就業・生活相談等の実施

- 「岐阜県総合人材チャレンジセンター」における若年者雇用対策事業の推進
- 「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト」事業などによる県内大学生等の県内就職支援
- 「生活困窮者就労準備支援事業」による、相談者の実情に応じた支援の実施

- 「岐阜県総合人材チャレンジセンター」における就活に役立つセミナーの開催や企業とのマッチング支援等の実施
- 主に就職氷河期世代の離職者を対象とした、就職支援を重視した職業訓練の実施
- 「岐阜県若者サポートステーション」における臨床心理士によるメンタルカウンセリングの実施
- 生活困窮者の就労体験や就労訓練の受け入れ企業等の開拓を進めるとともに、協力企業等の情報を市町村等の関係機関に提供

重点取組事項

3 多様な人材の活躍推進

(1) 女性の活躍推進

- ① 女性活躍推進法の実効性確保
- ② 女性の再就職支援・ひとり親に対する就業対策の強化

<共同実施事業>

- 児童扶養手当の現況届提出時期に市町村臨時窓口を設置し、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」及び「悩みごと相談」を実施

(2) 若者の活躍推進

- ① 新卒者等への正社員就職の支援
- ② フリーター・ニート等に対する就労支援の推進

<共同実施事業>

- 「岐阜県総合人材チャレンジセンター」、「岐阜県若者サポートステーション」、「岐阜新卒応援ハローワーク」、「岐阜わかもの支援コーナー」の連携による就職支援の実施

(3) 中高年世代活躍支援の推進

<共同実施事業>

- 各関係機関からなるぎふ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会における支援の方向性のとりまとめ
- 地域レベルでの支援による就職・社会参加の実現に向けた市町村との連携

実施業務（岐阜労働局）

- 改正女性活躍推進法の周知、徹底
- 男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法による行動計画策定、情報公開等の履行確保
- 「女性の活躍推進企業データベース」の活用を勧奨
- 「えるぼし」認定に関する企業の認定取得の支援
- マザーズコーナー（ハローワーク岐阜・大垣・多治見・高山）における総合的な就職支援
- 求人票へ「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」を記載

- 岐阜新卒者等人材確保推進本部会議、若年者雇用問題検討会議の開催
- 学校、学生、求職者に対して「ユースエール」、「くるみん」、「えるぼし」制度の周知
- 岐阜わかもの支援コーナー等の担当者制による職業相談・紹介の実施

- ハローワーク岐阜の専門窓口において、担当者制によるチーム支援及び専門窓口以外のハローワークにおけるきめ細かい就職支援
- 対象求人確保と雇用関係助成金の活用促進

実施業務（岐阜県）

- 「障がい者職場活躍ナビゲーター」及び「障がい者職場活躍サポーター」の養成
- 「障害者就業・生活支援センター」に専門人材を配置し、就労に重点を置いた相談・支援の充実を図るとともに就労、職場定着を支援する体制を強化する。
- 「岐阜県障がい者総合就労支援センター」における就労相談、職業訓練、職業紹介、職場定着の総合的支援
- 「障がい者雇用企業支援センター」による企業向けセミナーの開催
- 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を活用した特別支援学校で学ぶ生徒の就労支援
- 企業ニーズに対応した職業訓練メニューを組成
- 岐阜県がん診療連携拠点病院での就労支援に向けた取組みの財政支援

- 企業、求職者双方を対象とした専門家による相談対応や、マッチングイベントの開催
- 「岐阜県シルバー人材センター連合会」と連携し、働く意欲のある高齢者の就労を支援
- 介護に関する入門的研修及び就業マッチングの実施

- 外国人雇用企業相談窓口を設置し、外国人雇用・定着に関する相談・伴走型支援の実施
- 外国人高校生等に対するキャリア支援の実施
- 外国人活用への理解促進と育成就労制度の周知のためのセミナー及び外国人材紹介団体との交流会を建設業者向けに開催
- ぎふアグリチャレンジ支援センター等との連携による外国人雇用や定着に向けた支援の実施
- 県の関連施策についての情報提供をするなど監理団体への支援の実施

重点取組事項

（４）障がい者等の活躍推進

- 障がい者・企業への職場定着支援の強化
- 法定雇用率引き上げ等への対応・多様な障がい特性に応じた就労支援の推進
- 障がい者の職業能力開発の推進
- 長期療養者の就労支援の強化等

<共同実施事業>

- 岐阜地域、西濃地域における障がい者就職面接会の開催
- 各圏域での障がい者就労相談会（ジョブミーティング）の開催
- 「岐阜県立障がい者職業能力開発校」の周知と訓練生の確保

（５）高齢者の活躍推進

- 生涯現役社会実現に向けた取組
- シルバー人材センター事業の推進

<共同実施事業>

- 各自治体及びシルバー人材センター連合会との連携体制強化による、シルバー人材センター事業の促進

（６）外国人に対する就労支援と技能実習制度（育成就労制度）の適正な運用

- 外国人労働者の適正な雇用の推進
- 技能実習制度（育成就労制度）の適正な運用

<共同実施事業>

- 企業・団体への外国人雇用管理の要請、助言等の実施
- 技能実習生受入適正化に係る情報共有と周知連携

実施業務（岐阜労働局）

- 関係機関との連携により、障害者向けチーム支援を実施し、就職後の職場定着指導の実施
- 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催
- 「就労パスポート」事業の普及、活用促進
- 「岐阜県障がい者総合就労支援センター」の業務への協力
- 岐阜県への訓練ニーズの情報提供
- 岐阜県がん診療連携拠点病院と連携した出張相談等による専門的な就職支援
- 長期療養者の就職支援について理解促進を図る事業主向けセミナーの開催

- 生涯現役支援窓口（ハローワーク岐阜・大垣・多治見・高山・関）における、支援チームによる就労支援
- 65歳以上の求職者が活躍できる求人の確保
- 65歳を超えて継続雇用する制度の導入・普及に向けた相談・援助

- 外国人労働者の適正な受入・雇用管理のための事業主への制度周知
- 労働局監督課及び労働基準監督署に設置の「外国人労働者労働条件相談コーナー」にて外国人労働者からの労働条件の相談を実施
- ハローワークに設置する通訳配置の外国人雇用サービスコーナー（ハローワーク岐阜・大垣・多治見・関・美濃加茂）を中心とした就労支援
- 外国人雇用管理指針に基づく雇用管理改善指導
- 技能実習実施者に対する監督指導

最低工賃について

令和7年度 第2回地方労働審議会資料

岐阜労働局労働基準部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



令和 7 年 11 月 26 日

岐阜地方労働審議会

会長 栗山 知 殿

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃専門部会

部会長 浅井 直美

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の改正決定について

本専門部会は、令和 7 年 6 月 24 日、第 1 回専門部会を開催し、以来 3 回にわたり審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃を次のように改正することが適当である。

1 適用する家内労働者

岐阜県の区域内で陶磁器上絵付業に係る転写の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表に掲げる品目欄、規格欄及び転写の業務欄の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格		転写の業務			金額
		寸法	形状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数	
和食器	飯茶わん (ふたなし)	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の4分の1以上4分の3以下	側面	1枚	5円91銭
	湯呑茶わん (ふたなし)	径が5センチメートル以上8センチメートル未満のもの	円筒形				5円91銭
	小皿	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸形	平面積の4分の1以上2分の1以下	平面		5円48銭
洋食器	マグカップ	径が7センチメートル以上9センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の4分の1以上4分の3以下	側面	6円30銭	
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	見込み面積の2分の1以上	見込み	7円09銭	

4 効力発生の日 令和8年3月31日

2 審議経過一覧

(1) 第1回専門部会

日時 令和7年6月24日(火)午後2時～

- 議事
- ・部会長及び部会長代理の選出
 - ・専門部会運営規程の確認・議決
 - ・議事及び議事録の公開範囲について議決
 - ・第2回専門部会以降の審議日程確認
 - ・関係労使の意見聴取及び実地視察の実施の可否について議決
 - ・岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の推移及び諮問経緯確認
 - ・陶磁器上絵付業に係る転写作業の内容について動画視聴
 - ・陶磁器上絵付業家内労働工賃等実態調査の結果について確認

(2) 第2回専門部会

日時 令和7年9月8日(月)午後1時30分～

- 議事
- ・最低工賃の金額審議

(3) 第3回専門部会

日時 令和7年11月26日(水)午後1時30分～

- 議事
- ・最低工賃の金額及び改正発効日について審議

3 その他

特記事項なし

(写)

岐地労審発第5号
令和7年11月26日

岐阜労働局長
原田 浩一 殿

岐阜地方労働審議会
会長 栗山 知

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃の改正決定について(答申)

本審議会は、令和7年3月5日付け岐労発基0305第1号をもって諮問のあった標記について、令和7年6月24日専門部会を設け以来3回にわたり審議を重ねたところ、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

部会長 浅井 直美
大野 正博
栗山 知

現 職

あさい法律事務所 弁護士
学校法人朝日大学法学部 教授
栗山知法律事務所 弁護士

家内労働者代表委員

和泉 真行
佐藤 一幸
森川 昌也

U A ゼンセン岐阜県支部 常任
日本郵政グループ労働組合東海地方本部 副執行委員長
日本労働組合総連合会岐阜県連合会(連合岐阜) 事務局長

委託者代表委員

大脇 哲也
川本 敏
若尾 昌輝

岐阜県商工会連合会 専務理事
岐阜県中小企業団体中央会 専務理事
多治見陶磁器上絵加工工業協同組合 理事長

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃を次のように改正することが適当である。

1 適用する家内労働者

岐阜県の区域内で陶磁器上絵付業に係る転写の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表に掲げる品目欄、規格欄及び転写の業務欄の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格		転写の業務			金額
		寸法	形状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数	
和食器	飯茶わん (ふたなし)	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の4分の1以上4分の3以下	側面	1枚	5円91銭
	湯呑茶わん (ふたなし)	径が5センチメートル以上8センチメートル未満のもの	円筒形				5円91銭
	小皿	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸形	平面積の4分の1以上2分の1以下	平面		5円48銭
洋食器	マグカップ	径が7センチメートル以上9センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の4分の1以上4分の3以下	側面	6円30銭	
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	見込み面積の2分の1以上	見込み	7円09銭	

4 効力発生の日 令和8年3月31日

岐阜県で適用する最低工賃一覧

關東圏上級付産(岐阜産地1級以上、2級)産行産地類 低付産地産行産地類 岐阜産地1級以上1級

品目	等級	産地	岐阜産地産地類		産地 産地類	産地 産地類
			産地 産地類	産地 産地類		
鶏卵 (産地なし)	産地なし	産地なし(産地なし)	産地なし	産地なし	1級	1級(1級)
		産地なし(産地なし)	産地なし	産地なし		1級(1級)
鶏卵 (産地なし)	産地なし	産地なし(産地なし)	産地なし	産地なし	1級	1級(1級)
		産地なし(産地なし)	産地なし	産地なし		1級(1級)
鶏卵 (産地なし)	産地なし	産地なし(産地なし)	産地なし	産地なし	1級	1級(1級)
		産地なし(産地なし)	産地なし	産地なし		1級(1級)
鶏卵 (産地なし)	産地なし	産地なし(産地なし)	産地なし	産地なし	1級	1級(1級)
		産地なし(産地なし)	産地なし	産地なし		1級(1級)

男子既製洋服製造業

岐阜産地産地類 産地なし産地類1級

品目	等級	産地	産地		産地 産地類
			産地 産地類	産地 産地類	
男用生着	1級	産地なし	産地なし	産地なし	1級(1級)
			産地なし	産地なし	1級(1級)
男用生着	2級	産地なし	産地なし	産地なし	2級(2級)
			産地なし	産地なし	2級(2級)
男用生着	3級	産地なし	産地なし	産地なし	3級(3級)
			産地なし	産地なし	3級(3級)
男用生着	4級	産地なし	産地なし	産地なし	4級(4級)
			産地なし	産地なし	4級(4級)
男用生着	5級	産地なし	産地なし	産地なし	5級(5級)
			産地なし	産地なし	5級(5級)
男用生着	6級	産地なし	産地なし	産地なし	6級(6級)
			産地なし	産地なし	6級(6級)
男用生着	7級	産地なし	産地なし	産地なし	7級(7級)
			産地なし	産地なし	7級(7級)
男用生着	8級	産地なし	産地なし	産地なし	8級(8級)
			産地なし	産地なし	8級(8級)
男用生着	9級	産地なし	産地なし	産地なし	9級(9級)
			産地なし	産地なし	9級(9級)
男用生着	10級	産地なし	産地なし	産地なし	10級(10級)
			産地なし	産地なし	10級(10級)

婦人服製造業

低付産地産地類 産地なし産地類1級

品目	等級	産地	産地		産地 産地類
			産地 産地類	産地 産地類	
女用生着	1級	産地なし	産地なし	産地なし	1級(1級)
			産地なし	産地なし	1級(1級)
女用生着	2級	産地なし	産地なし	産地なし	2級(2級)
			産地なし	産地なし	2級(2級)
女用生着	3級	産地なし	産地なし	産地なし	3級(3級)
			産地なし	産地なし	3級(3級)
女用生着	4級	産地なし	産地なし	産地なし	4級(4級)
			産地なし	産地なし	4級(4級)
女用生着	5級	産地なし	産地なし	産地なし	5級(5級)
			産地なし	産地なし	5級(5級)
女用生着	6級	産地なし	産地なし	産地なし	6級(6級)
			産地なし	産地なし	6級(6級)
女用生着	7級	産地なし	産地なし	産地なし	7級(7級)
			産地なし	産地なし	7級(7級)
女用生着	8級	産地なし	産地なし	産地なし	8級(8級)
			産地なし	産地なし	8級(8級)
女用生着	9級	産地なし	産地なし	産地なし	9級(9級)
			産地なし	産地なし	9級(9級)
女用生着	10級	産地なし	産地なし	産地なし	10級(10級)
			産地なし	産地なし	10級(10級)
女用生着	11級	産地なし	産地なし	産地なし	11級(11級)
			産地なし	産地なし	11級(11級)
女用生着	12級	産地なし	産地なし	産地なし	12級(12級)
			産地なし	産地なし	12級(12級)
女用生着	13級	産地なし	産地なし	産地なし	13級(13級)
			産地なし	産地なし	13級(13級)
女用生着	14級	産地なし	産地なし	産地なし	14級(14級)
			産地なし	産地なし	14級(14級)
女用生着	15級	産地なし	産地なし	産地なし	15級(15級)
			産地なし	産地なし	15級(15級)
女用生着	16級	産地なし	産地なし	産地なし	16級(16級)
			産地なし	産地なし	16級(16級)
女用生着	17級	産地なし	産地なし	産地なし	17級(17級)
			産地なし	産地なし	17級(17級)
女用生着	18級	産地なし	産地なし	産地なし	18級(18級)
			産地なし	産地なし	18級(18級)
女用生着	19級	産地なし	産地なし	産地なし	19級(19級)
			産地なし	産地なし	19級(19級)
女用生着	20級	産地なし	産地なし	産地なし	20級(20級)
			産地なし	産地なし	20級(20級)

男子既製洋服製造業・婦人服製造業 委託者数等の推移

各年4月1日現在(委託状況届集計値)

令和7年度は、12月実態調査結果から

年 度 (西 曆)	男子既製洋服製造業		婦人服製造業	
	委託者数	家内労働者数	委託者数	家内労働者数
平成6年度 (1994年)	21	599	27	607
平成23年度 (2011年)	5	54	18	125
平成26年度 (2014年)	3	47	13	90
平成29年度 (2017年)	3	32	9	56
令和2年度 (2020年)	2	10	9	46
令和5年度 (2023年)	1	8	8	31
令和6年度 (2024年)	1	7	2	5
令和7年度 (最低工賃適用対象のみ)	1	4	2	5

岐阜県最低賃金の推移

単位：円/時

平成何年何月	時給	標準労働時間			標準労働時間×時給	標準労働時間×時給×1.04	標準労働時間×時給×1.08
		日	週	月			
昭和33.10.5	2,000	150	6.40	211.75	18.78	6.40	114
昭和34.11.1	2,410	155	6.71	232	20.25	6.70	124
昭和35.10.31	2,620	159	7.13	252	22	6.90	131
昭和36.10.31	3,020	165	6.52	278	23	6.40	139
昭和37.10.8	3,160	165	6.40	299	24	6.70	150
昭和38.10.8	3,290	171	6.29	312	23	6.70	151
昭和39.10.8	3,290	171	6.19	320	23	6.70	152
昭和40.10.5	3,520	174	6.62	399	30	6.70	159
昭和41.10.8	3,620	177	6.64	404	34	6.70	161
昭和42.10.8	3,700	180	6.29	404	30	6.70	161
昭和43.10.8	3,810	182	6.60	479	34	6.90	174
昭和44.10.8	3,970	188	6.69	497	36	6.90	182
昭和45.10.2	4,254	202	6.90	521	34	6.90	186
昭和46.10.2	4,524	207	6.97	547	36	6.90	191
昭和47.10.1	4,620	195	6.22	576	23	6.70	195
昭和48.10.1	4,700	194	6.36	598	26	6.70	193
昭和49.10.1	4,817	194	6.42	601	28	6.80	201
昭和50.10.1	4,920	196	6.20	616	23	6.80	201
昭和51.10.1	5,020	199	6.41	628	25	6.90	203
昭和52.10.1	5,120	196	6.11	641	28	6.80	203
昭和53.10.1	5,217	199	6.24	653	30	6.70	204
昭和54.10.1	5,320	201	6.46	668	30	6.70	204
平成10.10.1				1			983
平成10.10.1				1			984
平成10.10.1				609	1	6.15	985
平成11.10.1				671	2	6.70	988
平成12.10.1				673	4	6.60	973
平成13.10.1				695	10	6.40	983
平成14.10.1				698	11	6.90	103
平成15.10.1				1			713
平成16.10.1				700	10	6.40	720
平成17.10.1				707	1	6.34	723
平成18.10.1				713	6	6.90	739
平成19.10.1				754	16	6.17	794
平成20.10.1				776	22	6.90	823
平成21.10.1				809	24	6.90	848
平成22.10.1				825	25	6.13	874
平成23.10.1				861	20	6.15	904
平成24.10.1				893	1	6.12	904
平成25.10.1				900	20	6.20	1001
平成26.10.1				918	30	6.40	931
平成27.10.1				920	40	6.40	1,004
平成28.10.1				1,001	51	6.27	1,022
平成29.10.1				1,040	64	6.90	1,121

【注】平成13年度以降は、労働時間短縮による労働者の利益を、労働者の給与上乗せによるものとする。

【備考】(1) 労働時間短縮による労働者の利益は、労働者の給与上乗せによるものとする。

岐阜県最低賃金の推移

最低工賃決定の仕組み

最低工賃は、

- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、
- 一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、
- 審議会の意見を尊重して決定

(家内労働法第8条第1項)

最低工賃の額は、

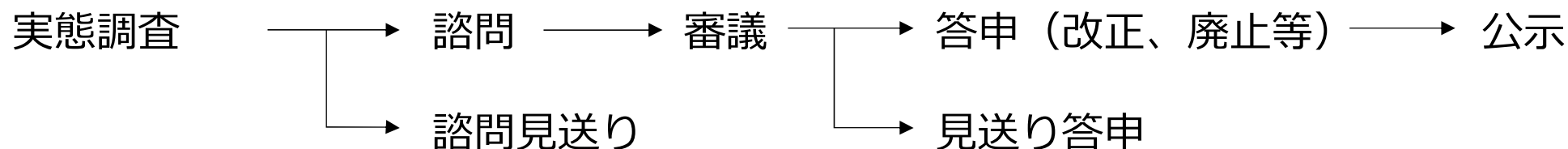
- 最低工賃を決定しようとする地域内において、
- 同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して
- 物品の一定単位毎に決定

(家内労働法第13条第1項、第2項)

諮問から効力発生までの流れ（概要図）



審議結果一覧



1. 新設

新たに最低工賃を設立するもの。

2. 改正

諮問した結果、最低工賃改正の答申がなされたもの。

3. 廃止

諮問した結果、最低工賃廃止の答申がなされたもの。

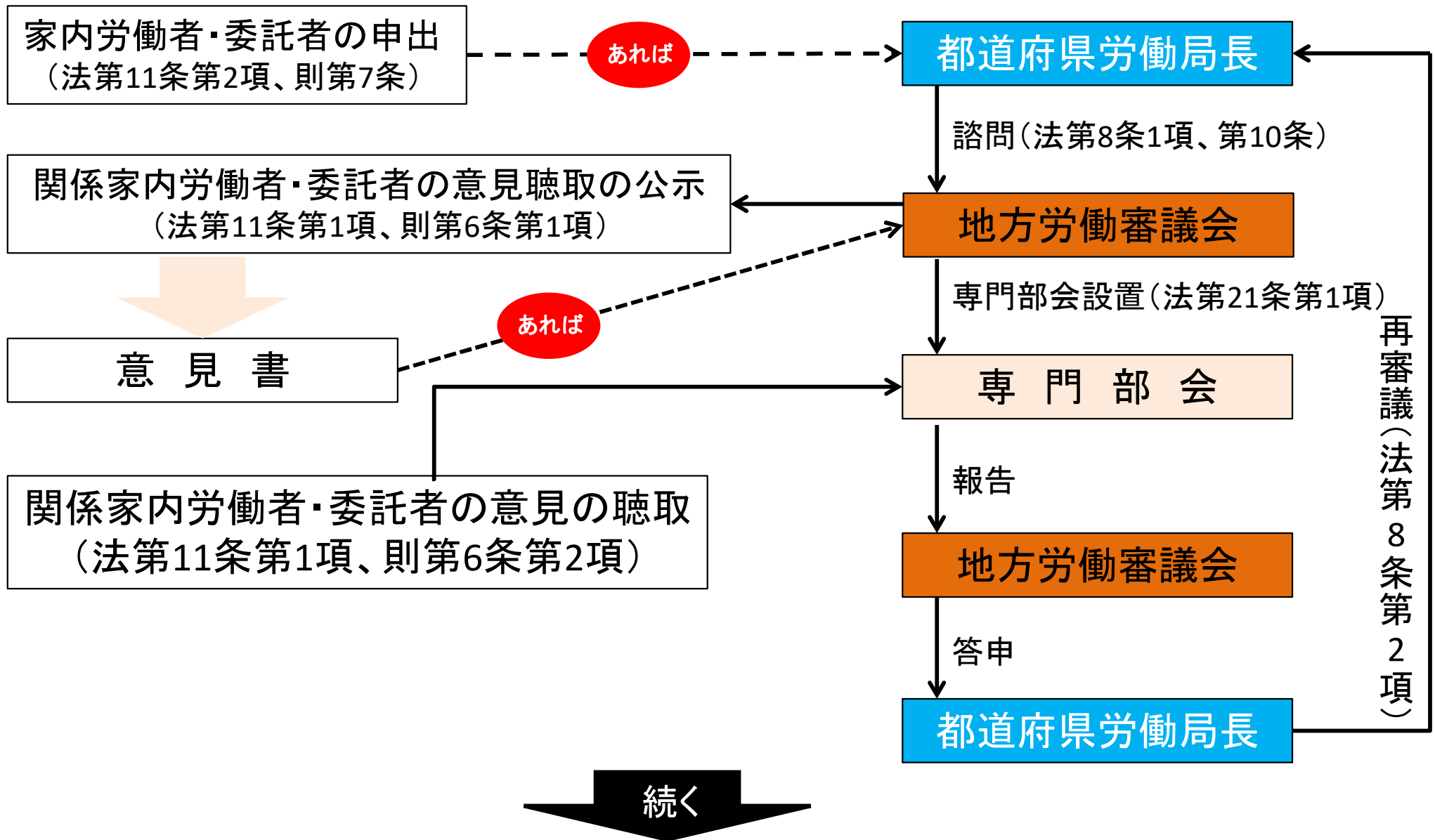
4. 見送り答申

諮問した結果、見送りが妥当との答申がなされたもの。

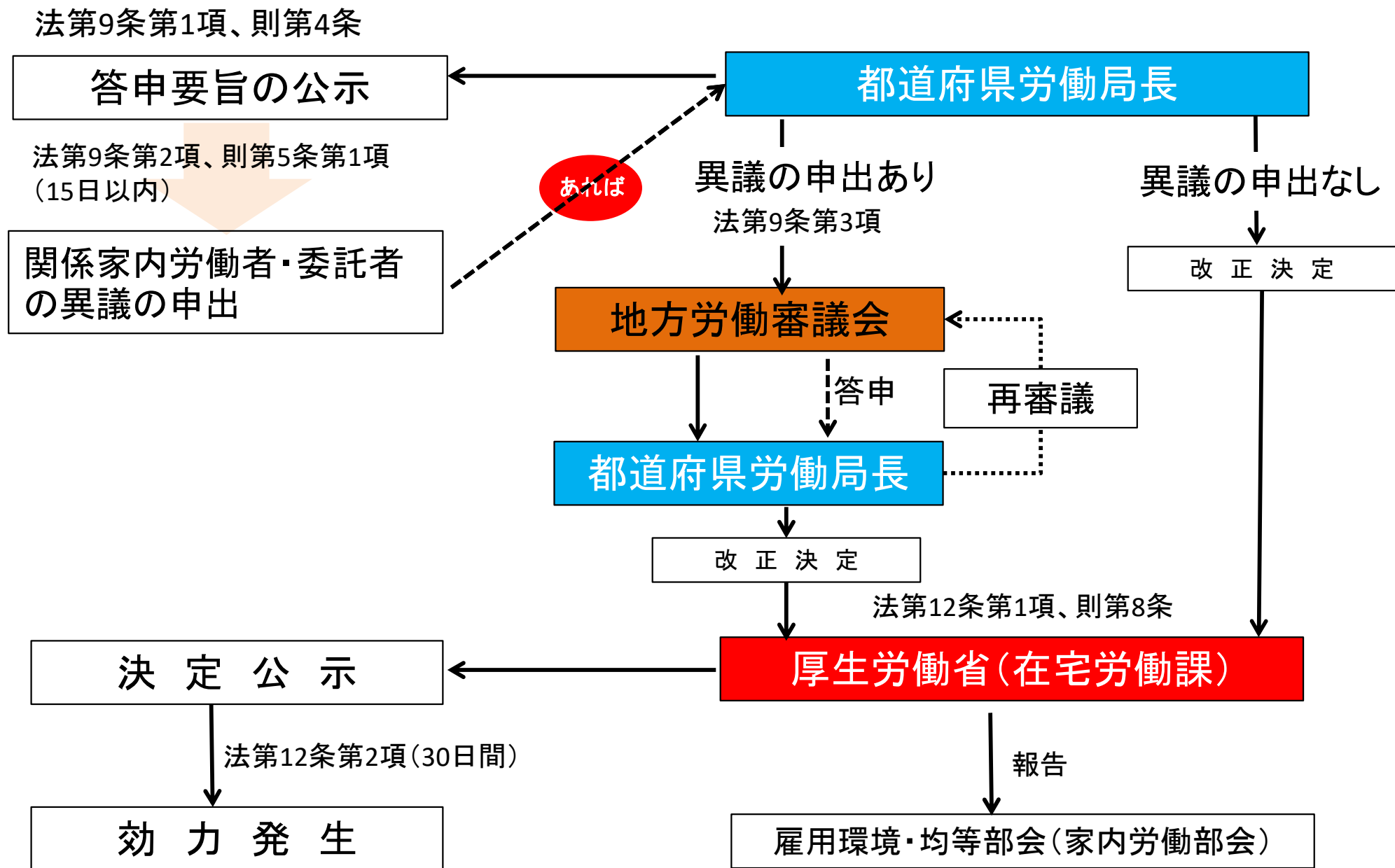
5. 改正諮問見送り

諮問するに先立って、実態調査等の結果を踏まえ、改正を行える状態ではないものと判断した場合に、各委員に説明し、了解を得た上で、諮問を見送るもの。

最低工賃決定の手順①



最低工賃決定の手順②



男子既製洋服製造業 婦人服製造業 家内労働工賃等実態調査結果 (R8.2月)

1. 調査対象

令和7年4月以降に委託状況届を提出した委託者のうち、岐阜県内の家内労働者に男子既製洋服及び婦人服の「縫製」「まとめ」を委託していると届け出た委託者及び当該委託者が委託する家内労働者。

2. 調査方法等

①委託者調査

前記1の委託者に対して、令和7年12月1日に委託者調査票を送付し、実地調査により調査票を回収した。

回収できた委託者は9社。うち1社は事業を廃止していた。(回収率88.9%)

②家内労働者調査

実地調査により、男子既製洋服製造業最低工賃、婦人服製造業最低工賃の適用がある品目の委託を受けている家内労働者がいる委託者3社に家内労働者調査票を配布し、郵送により家内労働者調査票を回収した。

配布対象家内労働者は3社で9人、うち提出があったのは3社で7人。(回収率77.8%)

3. 調査項目

(1) 委託者調査票

- ・事業所に関する事項
- ・最低工賃設定品目に関する委託実績の有無等
- ・家内労働者に関する事項
- ・委託者の経営状況等

(2) 家内労働者調査票

- ・家内労働者に関する事項
- ・最低工賃設定品目に関する作業量等

※別添「男子既製洋製造業・婦人服製造業 家内労働工賃等実態調査」調査票参照。

4. 調査結果

(1) 事業所に関する事項について (別紙1)

①経営状況等について

原材料価格について、令和5年と比較して令和7年は上昇したと回答した委託者が5社、無回答が3社であった。令和8年の見通しについては、上昇すると回答した委託者は5社、無回答3社であった。

- ・収益については令和5年と令和7年を比較して下落すると回答した委託者が5社、変わらないと回答した委託者は1社、無回答が2社。令和8年の見通しは下落すると回答した委託者は6社、無回答2社であった。

- ・経営状況については令和5年と比較して令和7年は悪化したと回答した委託者は6社、無回答は2社であった。令和8年の見通しについて、悪化すると回答した委託者は6社、無回答2社であった。

②家内労働者に関する事項について

- ・家内労働者数は令和5年に比べて減ったと回答した委託者は6社、変わらないと回答した委託者は1社、無回答1社であった。令和8年の見通しについては、減ると回答した委託者は2社、変わらないと回答した委託者は4社、無回答2社であった。

- ・工賃単価については、令和5年と比べて令和7年は上昇したと回答した委託者は1社、変わらないと回答した委託者は6社、無回答1社であった。令和8年の見通しについては、変わらないと回答した委託者は6社、無回答2社であった。

- ・委託量については、令和5年と比較して令和7年は減少したと回答した委託者は3社、変わらないと回答した委託者は4社、無回答1社であった。令和8年の見通しについては、減少すると回答した委託者は2社、変わらないと回答した委託者は4社、無回答2社であった。

(2) 男子既製洋服製造業について (別紙2、3、4)

- ・男子既製洋服製造業に係る家内労働者への委託を行っている委託者は1社であり、家内労働者は4名であった。

委託者が1社であるため、工賃額の平均を出すことはできなかった。

- ・最低工賃設定品目のうち、この委託者はズボンの製造を行っており、委託内容は縫製業務ではポケット作り、まとめでは工賃設定の全ての作業であった。

- ・工賃額は最低工賃額よりも高い水準であった。

- ・令和7年10月の工賃額を年齢別に示した表が別紙3、委託期間別に示した表が別紙4である。

(3) 婦人服製造業について (別紙5、6、7)

- ・婦人服製造業については、最低工賃設定品目を製造している委託者が2社、最低、家内労働者は5名であった。

ほかの2社は最低工賃設定外の品目(ブラウス)を製造しているため、別紙5、別紙6及び別紙7は婦人服製造業の委託者調査は工賃設定品目を委託している2社5名分のみ集計した。

- ・工賃については、縫製業務を委託している委託者が1社、上衣のまとめ工程を委託している委託者が1社であった。

このため、工賃額の平均、1工程の完成に係る時間の平均及び1時間当たりの作業量の平均を出すことはできなかった。

- ・工賃額は最低工賃より高い水準であった。
- ・令和7年10月の工賃額を年齢別に示した表が別紙6、委託期間別に示した表が別紙7である。

(4) 家内労働者調査について (別紙8)

- ・家内労働者調査については、配布した9名中7名から回答を受けた。このうち、委託を受けた業務を行う補助者がいると回答した者は2名で、いずれも補助者は1名であった。
- ・7名のうち3名は男子既製洋服のズボンまとめ3工程を一括して作業しており、1工程の完成にかかる時間は最低30分、最高60分であった。
1時間に完成する数は最低3分の1本分、最高1本分であった。
- ・婦人服製造業の最低工賃適用対象業務を行っている者について、回答のあった4名の作業はいずれも異なっており、各作業別の平均は算出できなかった。

(5) その他

- ・調査を行った事業場のうち、婦人服製造業で最低工賃設定品目以外の委託を行っている家内労働者の令和7年10月分工賃額を参考1及び2に、最低工賃設定外の業種に係る委託を行っている家内労働者の令和7年10月における工賃額を参考3及び4に、それぞれ年齢別、委託期間別に取りまとめた表を作成した。

男子既製洋服・婦人服製造業 家内労働工賃等実態調査 企業に関する集計

No.	委託者 事業所名（業種等）	労働者数 (人)	家内労働者数 (人)			生産品目等	令和5年と令和7年 の 経営状況等の比較			令和8年の 経営状況等の見通し			令和5年と令和7年の 家内労働者の状況比較			令和8年の家内 労働者の状況見通し			備考
			男性	女性	合計		原材料 価格	収益	経営状況	原材料 価格	収益	経営状況	家内労働者数	工賃単価	委託量	家内労働者数	工賃単価	委託量	
男子既製洋服製造業																			
1	岩佐縫製（有）	0	1	3	4	モーニングのスボン	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓	⇔	↓	↓	⇔	↓	
婦人服製造業																			
1	（株）タナカ繊維	3	3	0	3	婦人礼服	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	
2	（株）ジュニア萩原ソーイング	15	0	2	2	上衣	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓	⇔	↓	↓	⇔	↓	
（以下の委託者は、婦人服製造業に該当するが、委託品目が最低工賃設定品目外であるもの）																			
3	服部縫製（株）	0	0	2	2	男性用シャツ、ブラウス		↓	↓		↓	↓	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	
4	ブラウスのユリヤ	2	1	4	5	ブラウス	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	
その他の繊維工業（最低工賃適用対象外業種）																			
1	（株）田幸 服飾工場	13	0	3	3	芯地							↓	⇔	↓				
2	（株）あーる工房	2	2	2	4	洋服リフォーム	↑	⇔	⇔	↑	↓	↓	↓	↑	⇔	⇔	⇔	⇔	
3	多田縫製	0	0	1	1	高校制服													
4	丸千被服（株）					女子学校服（R7.10廃止）	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	事業廃止
家内労働者総計		7	17	24		↑	5	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	0	
うち 男子既製洋服製造業		1	3	4		⇔	0	1	1	0	0	0	1	6	4	4	6	4	
うち 婦人服製造業		4	8	12		↓	0	5	5	0	6	6	6	0	3	2	0	2	
うち 最低工賃適用対象外業種		2	6	8		* 及び空欄	3	2	2	3	2	2	1	1	1	2	2	2	

※ ↑：増加・上昇・改善、⇔：変わらない、↓：減少・下落・悪化、*：わからない、空欄：未回答

男子既製洋服製造業に係る委託業務別家内労働者数、
 工賃単価、1工程当たりの作業時間、1時間当たり完成数
 (令和7年 企業別)

品目	業務	工程	委託者				岐阜県 最低工賃
			家内労働者数	工賃単価 (最低額)	1工程の 作業時間	1時間当たり 完成数	
背 広 上 衣	縫 製	身返し					145円
		そで作り					145円
		ポケット作り					200円
	ま と め	1 そでまつり					95円
		2 そで口まつり					40円
		3 身返し星入れ					36円
		4 ベンツまつり					13円
		5 すそまつり					17円
		6 ボタン付け及びせっぱ					41円
		7 すそ裏まつり					41円
		8 背鎖止め					10円
	複数工程「まとめ」委託						
ズ ボ ン	縫 製	縫いっぱなし					340円
		ポケット作り	2人	280円		20枚	44円
	ま と め	1 腰裏かんぬき止め	2人	60円	5分	20本	18円
		2 前立てまつり	2人	20円	5分	20本	6円
		3 ボタン付け	2人	25円	5分	20本	10円
			複数工程「まとめ」委託				

男子既製洋服製造業に係る家内労働者の年齢階層別
1か月の工賃額（令和7年10月）

家内労働者 年齢 令和7年 10月分工賃	30歳未満	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 69歳	70歳以上	計
1万円未満							
1万円以上 2万円未満				1 25.00%	1 25.00%	1 25.00%	3 75.00%
2万円以上 3万円未満							
3万円以上 4万円未満						1 25.00%	1 25.00%
4万円以上 5万円未満							
5万円以上 6万円未満							
6万円以上 7万円未満							
7万円以上 8万円未満							
8万円以上 9万円未満							
9万円以上 10万円未満							
10万円以上 15万円未満							
15万円以上 20万円未満							
20万円以上 25万円未満							
25万円以上 30万円未満							
30万円以上							
計				1 25.00%	1 25.00%	2 50.00%	4 100.00%

男子既製洋服製造業に係る家内労働者の委託期間別
1か月の工賃額（令和7年10月）

家内労働者 委託期間 令和7年 10月分工賃	1年未満	1年 ～ 4年	5年 ～ 9年	10年 ～ 19年	20年以上	未記入	計
1万円未満							
1万円以上 2万円未満		1 25.00%		1 25.00%	1 25.00%		1 25.00%
2万円以上 3万円未満							
3万円以上 4万円未満					1 25.00%		1 25.00%
4万円以上 5万円未満							
5万円以上 6万円未満							
6万円以上 7万円未満							
7万円以上 8万円未満							
8万円以上 9万円未満							
9万円以上 10万円未満							
10万円以上 15万円未満							
15万円以上 20万円未満							
20万円以上 25万円未満							
25万円以上 30万円未満							
30万円以上							
計		1 25.00%		1 25.00%	2 50.00%		4 100.00%

婦人服製造業に係る家内労働者の年齢階層別
1か月の工賃額（令和7年10月）

家内労働者 年齢 令和7年 10月分工賃	30歳未満	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 69歳	70歳以上	計
	1万円未満				2 40.00%		
1万円以上 2万円未満							
2万円以上 3万円未満							
3万円以上 4万円未満							
4万円以上 5万円未満							
5万円以上 6万円未満							
6万円以上 7万円未満							
7万円以上 8万円未満						1 20.00%	1 20.00%
8万円以上 9万円未満							
9万円以上 10万円未満						1 20.00%	1 20.00%
10万円以上 15万円未満							
15万円以上 20万円未満							
20万円以上 25万円未満							
25万円以上 30万円未満							
30万円以上						1 20.00%	1 20.00%
計				2 40.00%		3 60.00%	5 100.00%

※最低工賃設定品目の作業を行う者のみ集計。

**婦人服製造業に係る家内労働者の委託期間別
1か月の工賃額（令和7年10月）**

家内労働者 委託期間 令和7年 10月分工賃	1年未満	1年 ～ 4年	5年 ～ 9年	10年 ～ 19年	20年以上	計
1万円未満			2 40.00%			2 40.00%
1万円以上 2万円未満						
2万円以上 3万円未満						
3万円以上 4万円未満						
4万円以上 5万円未満						
5万円以上 6万円未満						
6万円以上 7万円未満						
7万円以上 8万円未満					1 20.00%	1 20.00%
8万円以上 9万円未満						
9万円以上 10万円未満					1 20.00%	1 20.00%
10万円以上 15万円未満						
15万円以上 20万円未満						
20万円以上 25万円未満						
25万円以上 30万円未満						
30万円以上					1 20.00%	1 20.00%
計			2 40.00%	0 0.00%	3 60.00%	5 100.00%

※最低工賃設定品目の作業を行う者のみ集計。

参考1 婦人服製造業のうち最低工賃適用対象外品目に係る
家内労働者の年齢階層別1か月当たり工賃額（令和7年10月）

家内労働者 年齢 令和7年 10月分工賃	30歳未満	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 69歳	70歳以上	計
1万円未満							
1万円以上 2万円未満							
2万円以上 3万円未満							
3万円以上 4万円未満							
4万円以上 5万円未満						1 14.29%	1 14.29%
5万円以上 6万円未満							
6万円以上 7万円未満						2 28.57%	2 28.57%
7万円以上 8万円未満							
8万円以上 9万円未満							
9万円以上 10万円未満						1 14.29%	1 14.29%
10万円以上 15万円未満						2 28.57%	2 28.57%
15万円以上 20万円未満							
20万円以上 25万円未満						1 14.29%	1 14.29%
25万円以上 30万円未満							
30万円以上							
計						7 100.00%	7 100.00%

参考2 婦人服製造業のうち最低工賃適用対象外品目に係る
家内労働者の委託期間別1か月当たり工賃額（令和7年10月）

家内労働者 委託期間 令和7年 10月分工賃	1年未満	1年 ～ 4年	5年 ～ 9年	10年 ～ 19年	20年以上	計
1万円未満						
1万円以上 2万円未満						
2万円以上 3万円未満						
3万円以上 4万円未満						
4万円以上 5万円未満					1 14.29%	1 14.29%
5万円以上 6万円未満						
6万円以上 7万円未満				1 14.29%	1 14.29%	2 28.57%
7万円以上 8万円未満						
8万円以上 9万円未満						
9万円以上 10万円未満					1 14.29%	1 14.29%
10万円以上 15万円未満					2 28.57%	2 28.57%
15万円以上 20万円未満						
20万円以上 25万円未満					1 14.29%	1 14.29%
25万円以上 30万円未満						
30万円以上						
計				1 14.29%	6 85.71%	7 100.00%

参考3 最低工賃適用対象外業種に係る家内労働者の
年齢階層別1か月当たり工賃額（令和7年10月）

家内労働者 年齢 令和7年 10月分工賃	30歳未満	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 69歳	70歳以上	計
1万円未満							
1万円以上 2万円未満						3 42.86%	3 42.86%
2万円以上 3万円未満						1 14.29%	1 14.29%
3万円以上 4万円未満							
4万円以上 5万円未満							
5万円以上 6万円未満						1 14.29%	1 14.29%
6万円以上 7万円未満							
7万円以上 8万円未満							
8万円以上 9万円未満					1 14.29%		1 14.29%
9万円以上 10万円未満						1 14.29%	1 14.29%
10万円以上 15万円未満							0 0.00%
15万円以上 20万円未満							
20万円以上 25万円未満							
25万円以上 30万円未満							
30万円以上							
計					1 14.29%	6 85.71%	7 100.00%

参考4 最低工賃適用対象外業種に係る家内労働者の
委託期間別別1か月当たり工賃額（令和7年10月）

家内労働者 委託期間 令和7年 10月分工賃	1年未満	1年 ～ 4年	5年 ～ 9年	10年 ～ 19年	20年以上	計
1万円未満						
1万円以上 2万円未満		1 14.29%	1 14.29%	1 14.29%		3 42.86%
2万円以上 3万円未満				1 14.29%		1 14.29%
3万円以上 4万円未満						
4万円以上 5万円未満						
5万円以上 6万円未満				1 14.29%		1 14.29%
6万円以上 7万円未満						
7万円以上 8万円未満						
8万円以上 9万円未満					1 14.29%	1 14.29%
9万円以上 10万円未満			1 14.29%			1 14.29%
10万円以上 15万円未満						
15万円以上 20万円未満						
20万円以上 25万円未満						
25万円以上 30万円未満						
30万円以上						
計		1 14.29%	2 28.57%	3 42.86%	1 14.29%	7 100.00%

家内労働者調査結果
家内労働者調査票【1ページ】 家内労働者性別等

通番	性別	年齢	補助者の 有無・人数	委託業務 従事期間	令和7年10月 工賃月額
1	女性	70歳以上	無	10年以上	9,315円
2	女性	70歳以上	無	20年以上	31,880円
3	男性	70歳以上	有1人	20年以上	99,010円
4	男性	70歳以上	有1人	20年以上	452,760円
5	男性	70歳以上	無	20年以上	70,840円
6	女性	70歳以上	無	20年以上	3,045円
7	女性	50~59歳	無	10~19年	0円

家内労働者調査票【2ページ】 作業時間等（男子背広上衣）

家内労働者番号	性別	年齢	作業従事期間	工程名	1枚当たりの作業時間	1時間あたり完成数
1	女性	70歳以上	10年以上			回答なし
2	女性	70歳以上	20年以上			
3	男性	70歳以上	20年以上			
4	男性	70歳以上	20年以上			
5	男性	70歳以上	20年以上			
6	女性	70歳以上	20年以上			
7	女性	50～59歳	10～19年			

家内労働者調査票【3ページ】 作業時間等（男子ズボン）

家内労働者番号	性別	年齢	作業従事期間	工程名	1枚当たりの作業時間	1時間あたり完成数
1	女性	70歳以上	10年以上	まとめ3工程 （腰裏かんぬき止め、ボタン付け、前立てまつり）	45分～60分	1回
2	女性	70歳以上	20年以上	まとめ3工程 （腰裏かんぬき止め、ボタン付け、前立てまつり）	30分～40分	1回
3	男性	70歳以上	20年以上			
4	男性	70歳以上	20年以上			
5	男性	70歳以上	20年以上			
6	女性	70歳以上	20年以上	まとめ3工程 （腰裏かんぬき止め、ボタン付け、前立てまつり）	40分～50分	1/3回～1回
7	女性	50～59歳	10～19年			

家内労働者調査票【4ページ】 作業時間等（婦人ワンピース）

家内労働者番号	性別	年齢	作業従事期間	工程名	1枚当たりの作業時間	1時間あたり完成数
1	女性	70歳以上	10年以上		分～ 分	
2	女性	70歳以上	20年以上		分～ 分	
3	男性	70歳以上	20年以上		分～ 分	
4	男性	70歳以上	20年以上		分～ 分	
5	男性	70歳以上	20年以上	丸縫い	50 分～ 60 分	1枚
6	女性	70歳以上	20年以上		分～ 分	
7	女性	50～59歳	10～19年		分～ 分	

家内労働者調査票【5ページ】 作業時間等（婦人上衣）

家内労働者番号	性別	年齢	作業従事期間	工程名	1枚当たりの作業時間	1時間あたり完成数
1	女性	70歳以上	10年以上		分～ 分	個～ 個
2	女性	70歳以上	20年以上		分～ 分	個～ 個
3	男性	70歳以上	20年以上		分～ 分	個～ 個
4	男性	70歳以上	20年以上	そで作り	60 分～ 分	1枚
5	男性	70歳以上	20年以上		分～ 分	個～ 個
6	女性	70歳以上	20年以上		分～ 分	個～ 個
7	女性	50～59歳	10～19年	根巻きボタン付け	50 分～ 60 分	7枚（1枚に5個付ける）

家内労働者調査票【6ページ】 作業時間等（婦人スカート）

家内労働者番号	性別	年齢	作業従事期間	工程名	1枚当たりの作業時間	1時間あたり完成数
1	女性	70歳以上	10年以上		分～ 分	
2	女性	70歳以上	20年以上		分～ 分	
3	男性	70歳以上	20年以上	丸縫い	30 分～ 分	2枚
4	男性	70歳以上	20年以上		分～ 分	
5	男性	70歳以上	20年以上		分～ 分	
6	女性	70歳以上	20年以上		分～ 分	
7	女性	50～59歳	10～19年		分～ 分	